

横手市景観計画に基づく  
行為届出の手引き



横 手 市

平成28年4月改訂

## はじめに

横手市は、平成21年に「景観法」に基づく景観行政団体となり、平成24年9月に「横手市景観計画」及び「横手市景観条例」を制定し、目指すべき将来像「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」の実現のため、良好な景観づくりを推進しています。

本手引きは、「景観法」「横手市景観計画」「横手市景観条例」に基づく届出制度の手続きを示したものです。これらの内容を十分ご理解の上協力をお願いします。

## もくじ

1	横手市景観計画区域	1
	（1）景観計画区域	1
	（2）景観ゾーン、景観形成軸	2
2	届出制度の流れ	3
3	届出等対象行為	4
	（1）届出等対象行為	4
	（2）届出等を要しない行為・区域・事業	8
	（3）用語の解説	14
	（4）建築物の届出の要否（一般地域の場合）	16
	（5）工作物の届出の要否（一般地域の場合）	17
	（6）建築物・工作物の外観の変更にかかる届出の要否 （一般地域の場合）	18
	（7）開発行為・土石等の採取、鉱物の掘採及び 土地の区画形質の変更の届出の要否	19
	（8）物件の堆積の届出の要否	20
4	景観づくりの基準	22
5	景観重点地区における届出対象行為・景観基準等	27
	（1）羽黒町・上内町地区	27
	（2）増田地区	30
6	色彩基準	32
7	届出に必要な書類	33
8	関係法令等の確認	37
9	罰則	38
Q & A		39
関係様式		60

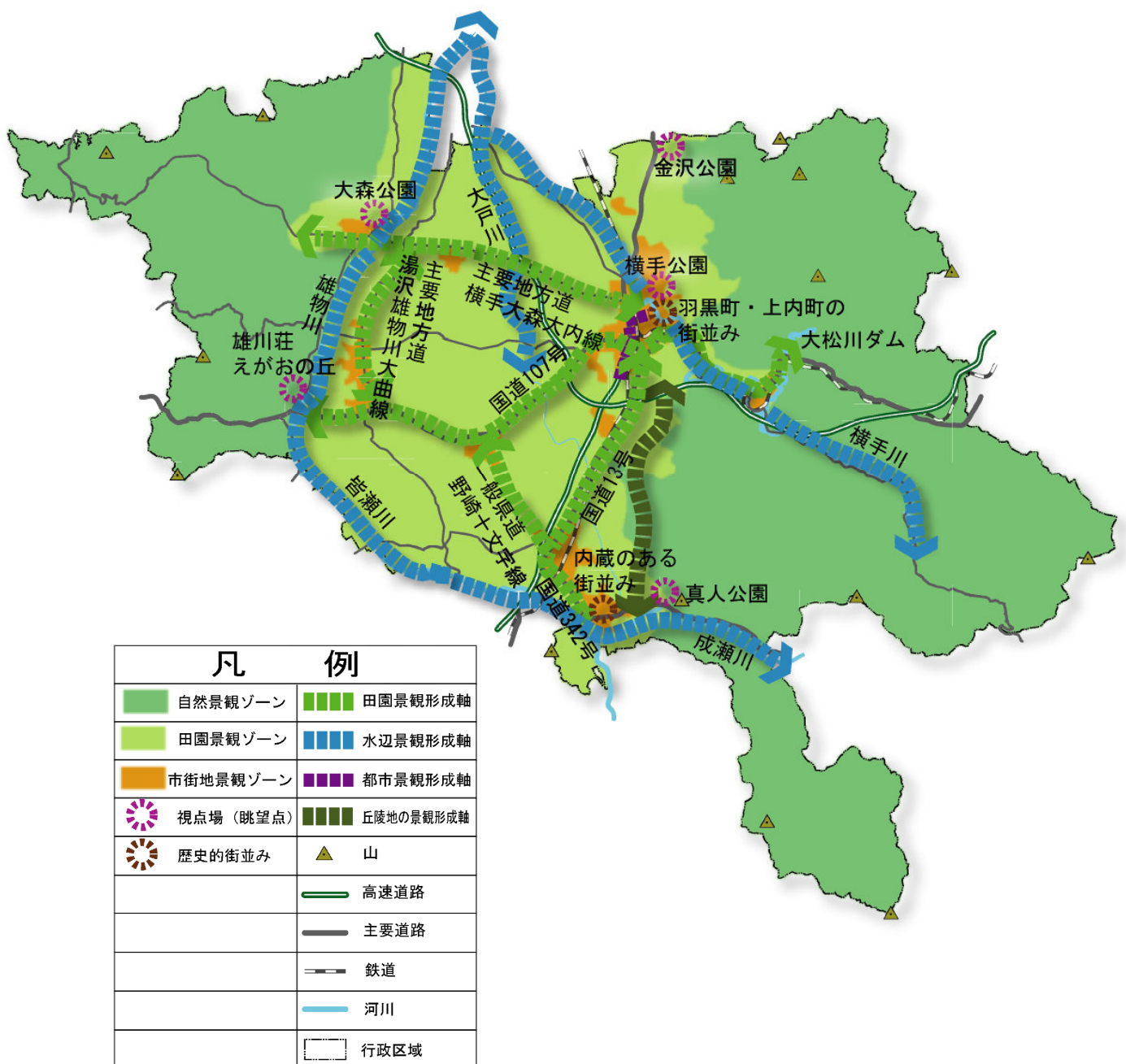
# 1 横手市景観計画区域

## (1) 景観計画区域

本市においては、市全域にわたりまちづくりの主役である市民や事業者と行政の協働のもと、良好な景観づくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、**景観づくりの基本となる景観計画の対象となる景観計画区域を横手市全域とします。**

また、目指す将来像及び景観形成の方向性に基づく将来像図を、土地利用や景観資源の分布などを踏まえ以下のように設定し、それぞれにおいて方針や基準を設けています。



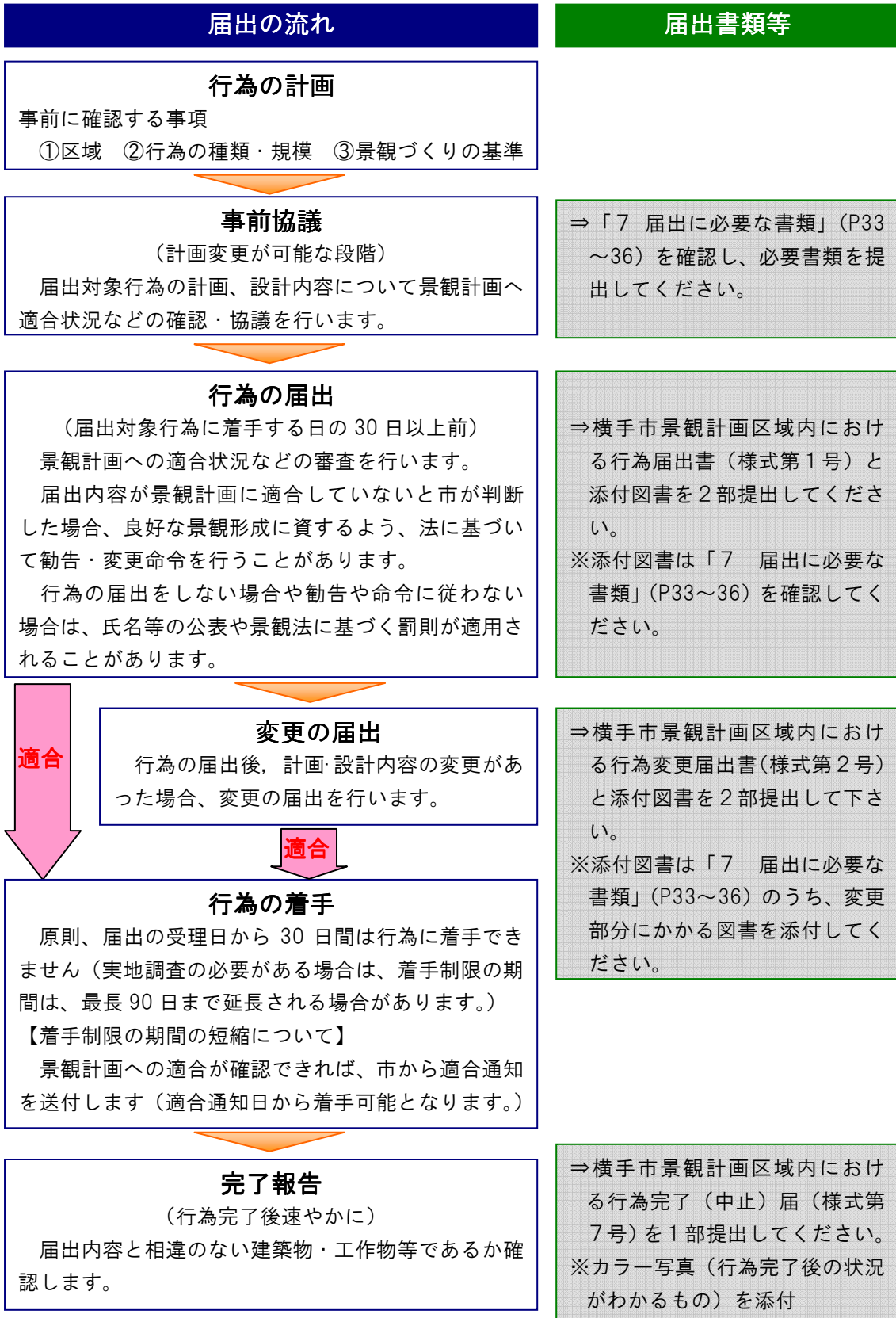
(2) 景観ゾーン・景観形成軸

ゾーン・形成軸	対象
自然景観ゾーン	都市計画区域外の区域
田園景観ゾーン	都市計画区域内の用途地域や特定用途制限地域の地域拠点型地区には指定されていない地域
市街地景観ゾーン	都市計画区域内の用途地域又は特定用途制限地域の地域拠点型地区に指定された地域
田園景観形成軸	国道 13 号：安田交差点～佐賀会沖田交差点 国道 107 号：新雄物川橋～道の駅山内 国道 342 号：佐賀会沖田交差点～土肥館交差点 主要地方道横手大森大内線：大森町上溝字寺内～上真山交差点 主要地方道湯沢雄物川大曲線：東槻交差点～横手大森大内線との交差点 一般県道野崎十文字線：文化センター入り口交差点～福田交差点
水辺景観形成軸	雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川、大戸川の各河川沿い
都市景観形成軸	富士見大通り（富士見大通り入口交差点から市役所前交差点まで）及び国道 13 号の横手インターチェンジ交差点（大堤交差点）から富士見大通り入口交差点までの沿道
丘陵地の景観形成軸	雄平フルーツラインの横手～増田間の沿道

## 2 届出制度の流れ

横手市では、周囲の景観に大きな影響をあたえる大規模な行為及び景観重点地区において届出を要すると定めた行為について、市への届出を義務付けています。

届出制度に関する流れは、概ね以下の通りです。



### 3 届出等対象行為

#### (1) 届出等対象行為

届出等が必要な行為は、以下の通りです。

#### 1) 景観計画区域内における届出対象行為の区分【一般地域(景観重点地区以外)】

行為	規模	
建築物の建築等(建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	次のいずれかに該当するもの ・ 建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 13mを超える建築物の新築、増築、改築、移転 ・ 増築により建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 13mを超えるもの ・ 建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 13mを超える建築物の外観の変更で、各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の 3分の1 を超える面積を変更するもの	
工作物の建設等(工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	1) 垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの。 ・ 高さが 2mかつ長さが 20mを超えるもの ・ 高さが 3mを超えるもの
	2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの 3) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 4) 彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という)を除く。) 5) 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの 6) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 7) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 8) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの ・ 高さが 13mを超えるもの ・ 増築により高さが 13mを超えるもの ・ 高さが 13mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の 3分の1 を超える面積を変更するもの
	9) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) 10) 柱類(屋外広告物を除く。)	高さが 30mを超えるもの

行為	規模		
開発行為	次のいずれかに該当するもの ・ 下記の面積以上の開発行為 都市計画区域内：面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域外：面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上 ・ 高さが3mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの		
物件の堆積	1) 用途を廃止された自動車、タイヤ、建設資材、電化製品、ドラム缶、石油缶、スチール缶、アルミ缶及びガラスびん、金属くず、ガラスくずその他用途を廃止された物件	① 新たに堆積する場合	高さが1.5m又は水平投影面積が500 m <sup>2</sup> を超えるもの
		② 既に堆積されている物件（以下「既存の物件」という）で水平投影面積が500 m <sup>2</sup> 以下の規模のものに追加して堆積する場合	追加後の高さが1.5m又は水平投影面積が500 m <sup>2</sup> を超えるもの
		③ 既存の物件で水平投影面積が500 m <sup>2</sup> を超える規模のものに追加して堆積する場合	追加する部分の規模の高さが0.5m又は水平投影面積が50 m <sup>2</sup> を超えるもの
	2) 1) に掲げるもの以外の物件	① 新たに堆積する場合	高さが3m又は水平投影面積が1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
		② 既存の物件で①の基準以下の規模のものに追加して堆積する場合	追加後の高さが3m又は水平投影面積が1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
		③ 既存の物件で①の基準を超える規模のものに追加して堆積する場合	追加する部分の規模の高さが1m又は水平投影面積が100 m <sup>2</sup> を超えるもの
土石等の採取、鉱物の掘採	面積が3,000 m <sup>2</sup> 又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの		
土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）	面積が3,000 m <sup>2</sup> 又は法面や擁壁の高さが3mを超えるもの		

※建築物の建築面積及び高さ、工作物の高さの算定については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定の例によります。

2) 景観重点地区内における届出対象行為の区分【羽黒町・上内町地区】

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
開発行為	1) と同じ
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	1) と同じ
土石等の採取、鉱物の掘採	1) と同じ
土地の区画形質の変更 (開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	1) と同じ

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とします。



3) 景観重点地区内における届出対象行為の区分【増田地区】

行為	規模等
<b>建築物の建築等</b> (建築物の新築、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、解体、改築若しくは移転のすべて</li> <li>・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの</li> </ul>
<b>工作物の建設等</b> (工作物の新設、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増築、解体、改築若しくは移転のすべて</li> <li>・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの</li> </ul>
<b>開発行為</b>	(一般地域と同じ)
<b>樹木の伐採</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10mを超えるもの</li> </ul>
<b>物件の堆積</b>	(一般地域と同じ)
<b>土石等の採取、鉱物の掘採</b>	(一般地域と同じ)
<b>土地の区画形質の変更</b> (開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とする。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市景観条例施行規則第4条第3項第8号の規定により届出は不要とする。

(2) 届出等を要しない行為等

届出等対象行為のうち、届出等の適用除外となる行為等は以下のとおりです。

景観法第 16 条第 7 項各号に規定する行為

第 1 号 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

▼景観法施行令

(届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 8 条 法第 16 条第 7 項第 1 号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
  - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - ニ 仮植した木竹の伐採
  - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
    - (1) 建築物の建築等
    - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
    - (3) 木竹の伐採
    - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
    - (5) 特定照明
  - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
    - (1) 建築物の建築等
    - (2) 高さが 1.5 メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
    - (3) 用排水施設（幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置

- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

第2号 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第3号 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

⇒現在、景観重要建造物の指定はありません。

第4号 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

⇒現在、景観重要公共施設の指定はありません。

第5号 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

⇒現在、景観重要公共施設の指定はありません。

第6号 第55条第2項第1号の区域内(景観農業振興地域整備計画の区域)の農用地区域内(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

⇒現在、景観農業振興地域整備計画を定めていません。

第7号 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

⇒現在、該当区域はありません。

第8号 第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等

⇒現在、景観地区の指定はありません。

第9号 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

⇒現在、景観地区の指定はありません。

第10号 地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画内が定められている区域に限る)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

⇒該当する区域は「朝日が丘地区計画」の区域です(「羽黒町・上内町地区計画」の区域は、地区整備計画が定められていないため該当しません。)

▼景観法施行令

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第9条 法第16条第7項第10号の政令で定める行為は、法第8条第4項第2号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第16条第7項第10号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

第11号 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

▼景観法施行令

(届出を要しないその他の行為)

第10条 法第16条第7項第11号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- 4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

## ●横手市景観条例

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) (省略)

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

### ◆横手市景観条例施行規則第4条第2項(届出を要しない行為)

第1号 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の延べ面積が50㎡以下のもの(建築物の高さを増加する増築及び景観重点地区内での増築又は改築を除く。)

第2号 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

第3号 仮設の建築物又は工作物で設置期間が3箇月以内のものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更

第4号 物件の堆積で、堆積の期間が3箇月を超えないもの

第5号 建築物等、工作物又は及びその敷地の管理若しくは補修のために通常行われる軽易な変更

第6号 地盤面下又は水面下における行為

第7号 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第8号 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財として指定された建築物等及び同条第2項の規定により国宝として指定された建築物等並びに同法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更

⇒保呂羽山波宇志別神社神楽殿

第9号 秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により県指定有形文化財として指定された建築物等及び同条例第26条第1項の規定により県指定有形民俗文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更

⇒旧日新館

第10号 横手市文化財保護条例(平成17年横手市条例第305号)第4条第1項の規定により市指定有形文化財として指定された建築物等及び同条例第22条第1項の規定により市指定有形民俗文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更

⇒指定状況はお問合せください。

第11号 農業、林業又は漁業を営むために行われている土地の区画形質の変更(宅地の造成を除く。)

(3) 法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行われるもの

◆横手市景観条例施行規則第4条第3項（届出を要しない区域）

第1号 文化財保護法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された区域

⇒大鳥井山遺跡

第2号 秋田県文化財保護条例第34条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物として指定された区域

⇒吉田城跡、浅舞のケヤキ、筏の大スギ、トミヨ及びイバラトミヨ生息地

第3号 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園の区域

⇒該当区域はお問合せください。

第4号 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により国立公園として指定された区域及び同条第2項の規定により国定公園として指定された区域

⇒現在、該当区域はありません。

第5号 秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）第5条第1項の規定により自然公園として指定された区域

⇒現在、該当区域はありません。

第6号 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定により自然環境保全地域として指定された区域

⇒現在、該当区域はありません。

第7号 秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第12条第1項の規定により自然環境保全地域として指定された区域及び同条例第20条第1項の規定により緑地環境保全地域として指定された区域

⇒県自然環境保全地域：保呂羽山自然環境保全地域、外山自然環境保全地域、金峰山自然環境保全地域、安本自然環境保全地域

⇒緑地環境保全地域：現在、該当区域はありません。

第8号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、風致地区、伝統的建造物群保存地区として定められた区域

⇒風致地区：城付風致地区、愛宕山風致地区

⇒伝統的建造物群保存地区：横手市増田伝統的建造物群保存地区

(4) 法令に基づく事業で景観形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

◆**横手市景観条例施行規則第4条第4項（届出を要しない事業）**

都市計画法による都市計画事業及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認めたもの

### (3) 用語の解説

#### 1) 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等をいいます。

#### 2) 工作物

土地に定着する工作物のうち、建築物を除くものをいいます。

#### 3) 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいい、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

#### 4) 土地の区画形質の変更

次のような場合を言います。

##### ①土地の「区画」の変更

土地の区画を形成する公共施設（道路・水路など）を新設・廃止・移動することにより、土地の「区画」を変更すること。

##### ②土地の「形」の変更

土地の盛土・切土により、土地の形状を変更すること。

##### ③土地の「質」の変更

宅地以外の土地（農地・山林など）を、宅地にすること。

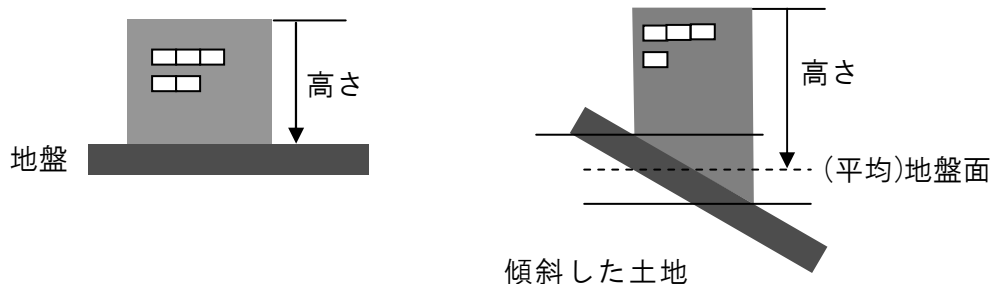
#### 5) 物件の堆積

屋外において行う、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積をいいます。

#### 6) 高さ

建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいい、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さをいいます。

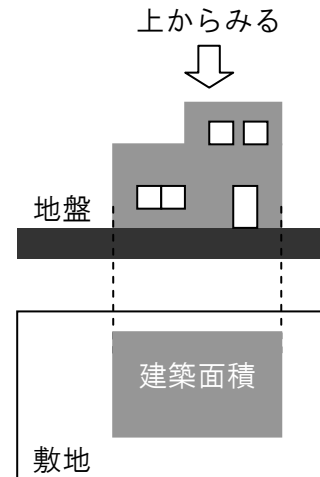
（注）避雷針やテレビアンテナは高さに算入しません。





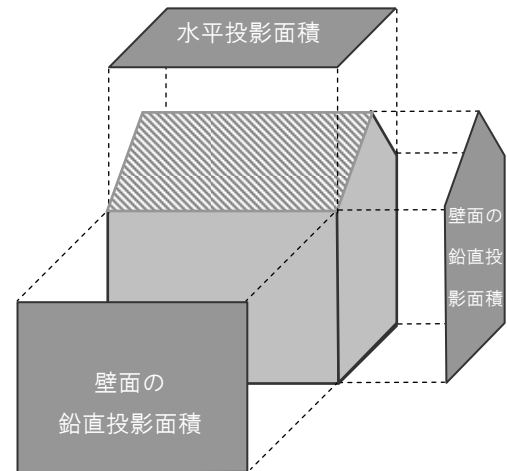
### 7) 建築面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。



### 8) 水平投影面積

水平投影面積は、土地や建物を真上から見たときの面積のことをいいます。建築基準法の敷地面積や床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によって算出します。



### 9) 鉛直投影面積

建物などを各立面から見たときの面積のことをいいます。

### 10) 改築

従前の建築物を全部又は一部取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てることをいいます。

### 11) 増築

既存の建物に新たな部分を建て加えることをいいます。

### 12) 外観の変更

建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。また、建築物又は工作物を減築等し外周部分に変更される場合についても、外観の変更に含めます。

### 13) 補修

壊れたり、傷んだりした部分をつくろうことをいいます。

例：屋根に開いた穴を埋める、外壁のひび割れを埋める。

### 14) 修繕

(建物や品物の) 悪くなったり破損した箇所を直すことをいいます。

その性能を実用上支障の無い水準まで戻す行為を「補修」、初期のものに回復させることを「修繕」と言います。

例：屋根を葺き替える、外壁全面をモルタル塗装する。

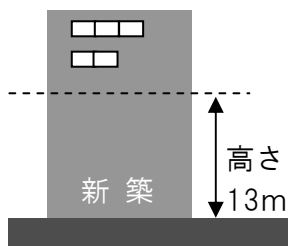
(4) 建築物の届出の要否（一般地域の場合）

(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為（P8～）に該当する場合は「届出不要」となります。

1) 高さについて…13mを超えるものは届出が必要です。

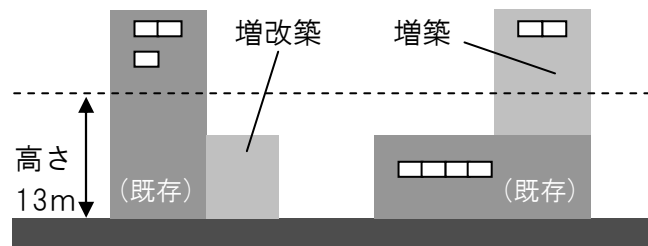
①新築の場合

高さ > 13m  
⇒ 要届出



②増築又は改築の場合

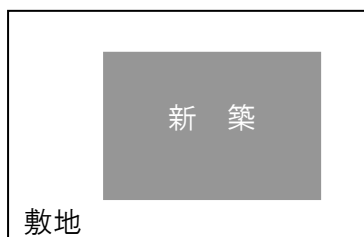
増改築前高さ > 13m 又は  
増築後の高さ > 13m  
⇒ 要届出



2) 建築面積について…500 m<sup>2</sup>を超えるものは届出が必要です。

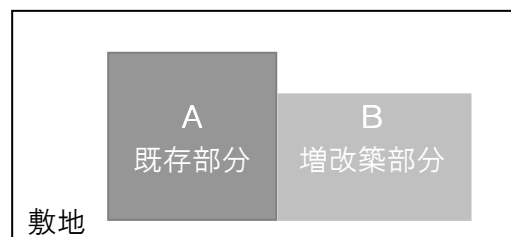
①新築の場合

建築面積 > 500 m<sup>2</sup>  
⇒ 要届出



②増築又は改築の場合

A + Bの建築面積 > 500 m<sup>2</sup>  
⇒ 要届出



(5) 工作物の届出の要否（一般地域の場合）

(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為（P8～）に該当する場合は「届出不要」となります。

1) 垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの

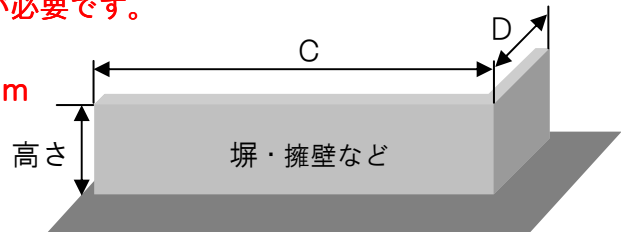
次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

高さ > 2 m かつ長さ (C+D) > 20m

又は

高さ > 3 m

⇒ 要届出

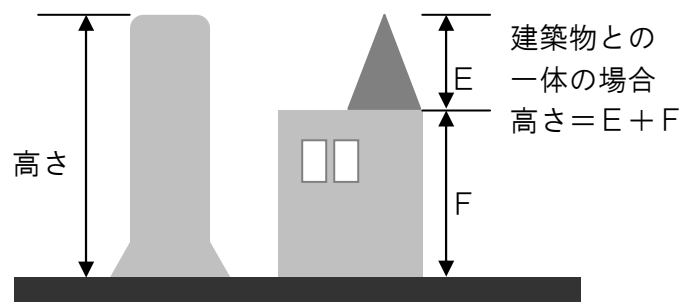


- 2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 3) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 4) 彫像、記念碑その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という）を除く。）
- 5) 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- 6) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- 7) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 8) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

次の要件に該当するものは届出が必要です。

高さ > 13m

⇒ 要届出



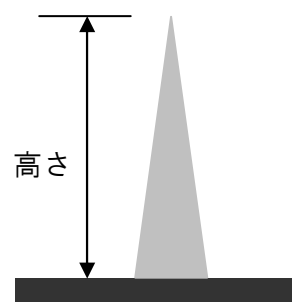
9) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）

10) 柱類（屋外広告物を除く。）

次の要件に該当するものは届出が必要です。

高さ > 30m

⇒ 要届出



(6) 建築物・工作物の外観の変更にかかる届出の要否（一般地域の場合）

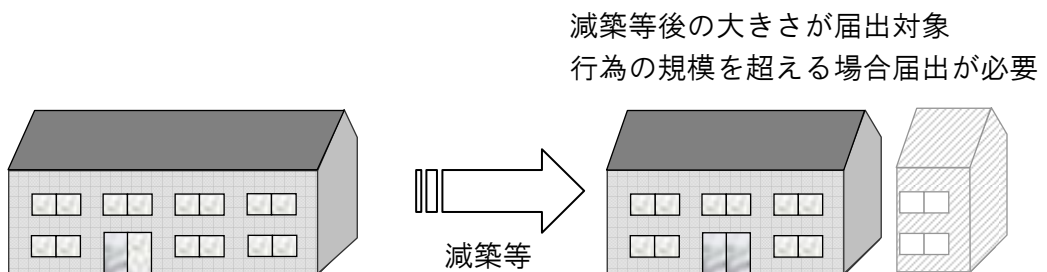
(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為（P8～）に該当する場合、又は景観づくりの基準に適合している壁面若しくは屋根面を同色に塗装・塗替える場合は「届出不要」となります。

次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

- 建築面積 500 m<sup>2</sup>又は高さ 13mを超える建築物  
各壁面の変更面積>各壁面の鉛直投影面積の 1/3  
又は  
屋根面の変更面積>屋根面の水平投影面積の 1/3  
⇒ 要届出
- 前ページ「(5) 工作物の届出の要否」2)～8)の高さ 13mを超える工作物  
変更する外観の面積>外観の総面積の 1/3  
⇒ 要届出
- 垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの  
高さ>2m かつ長さ（C+D）>20m  
又は高さ>3m ⇒ 下記の②で要届出とされる場合のみ届出が必要
- 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの、柱類（屋外広告物を除く。）  
高さ>30m ⇒ 下記の②で要届出とされる場合のみ届出が必要



① 届出対象行為の規模を超える建築物及び工作物を減築等した場合、減築等後の大きさが届出対象行為の規模を超えている場合は、届出が必要です。



② 届出対象行為の規模を超える外観の変更

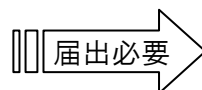
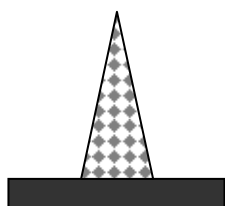
従前の色が景観基準に適合していない場合⇒要届出

従前の色が景観基準に適合しており、従前と同色に塗直し等をする場合

⇒届出不要

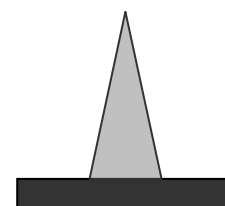
従前の色が景観基準に適合しており、別の色に塗替え等をする場合⇒要届出

基準に適合していない外観



基準に適合する色に塗装・張替え

基準に適合する外観



- (7) 開発行為・土石等の採取、鉱物の掘採及び土地の区画形質の変更の届出の要否  
(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為 (P8～) に該当する場合は「届出不要」となります。

開発行為

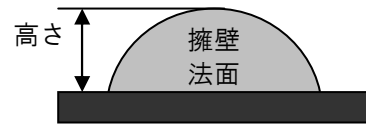
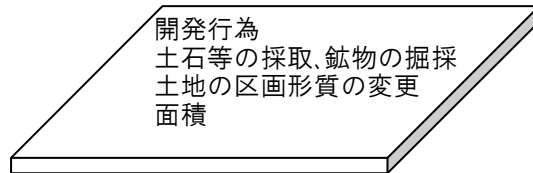
次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

都市計画区域  $\geq 1,000 \text{ m}^2$   
都市計画区域外  $\geq 10,000 \text{ m}^2$   
法面若しくは擁壁  $> 3.0 \text{ m}$   
⇒ 要届出

土石等の採取、鉱物の掘採  
土地の区画形質の変更 (開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)

次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

面積  $> 3,000 \text{ m}^2$   
法面若しくは擁壁  $> 3.0 \text{ m}$   
⇒ 要届出



(8) 物件の堆積の届出の要否

(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為 (P8～) に該当する場合は「届出不要」となります。

- 1) 用途を廃止された自動車、タイヤ、建設資材、電化製品、ドラム缶、石油缶、スチール缶、アルミ缶及びガラスびん、金属くず、ガラスくずその他用途を廃止された物件

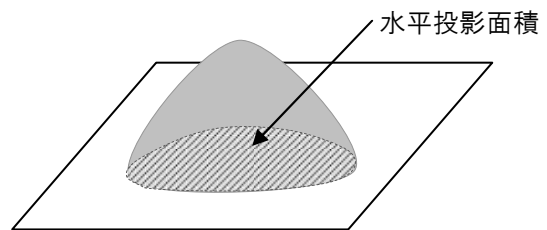
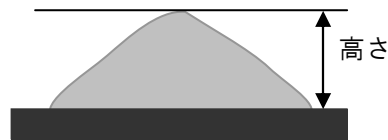
①新たに堆積する場合

**次のいずれかに該当するものは届出が必要です。**

**高さ > 1.5 m**

**水平投影面積 > 500 m<sup>2</sup>**

**⇒ 要届出**



- ②既に堆積されている物件（以下「既存の物件」という。）で水平投影面積が 500 m<sup>2</sup>以下の規模のものに追加して堆積する場合

**次のいずれかに該当するものは届出が必要です。**

**追加後の高さ > 1.5 m**

**追加後の水平投影面積 > 500 m<sup>2</sup>**

**⇒ 要届出**

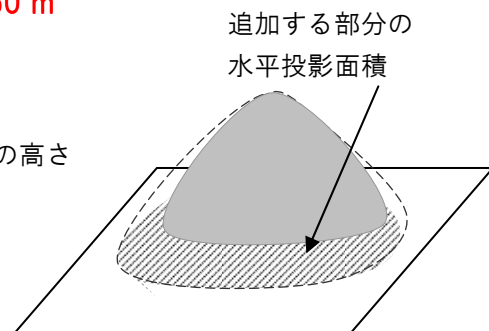
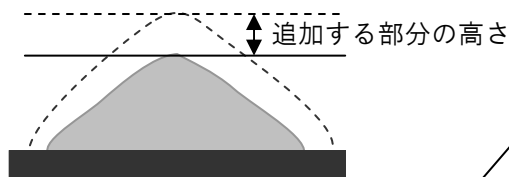
- ③既存の物件で水平投影面積が 500 m<sup>2</sup>を超える規模のものに追加して堆積する場合

**次のいずれかに該当するものは届出が必要です。**

**追加する部分の高さ > 0.5 m**

**追加する部分の水平投影面積 > 50 m<sup>2</sup>**

**⇒ 要届出**



2) 1) に掲げるもの以外の物件

(注) 下記で「要届出」とされるケースであっても、届出を要しない行為 (P8～) に該当する場合は「届出不要」となります。

①新たに堆積する場合

次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

高さ > 3.0 m  
水平投影面積 > 1,000 m<sup>2</sup>  
⇒ 要届出

②既存の物件で①の基準以下の規模のものに追加して堆積する場合

次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

追加後の高さ > 3.0 m  
追加後の水平投影面積 > 1,000 m<sup>2</sup>  
⇒ 要届出

③既存の物件で①の基準を超える規模のものに追加して堆積する場合

次のいずれかに該当するものは届出が必要です。

追加する規模の高さ > 1.0 m  
追加する規模の水平投影面積 > 100 m<sup>2</sup>  
⇒ 要届出

## 4 景観づくりの基準

景観づくりの基準となる【景観基準】を、以下のように設定します。

届出対象行為については、その行為をする場所ごとに設定している基準に適合する必要があります。

これらのうち、建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第16条第3項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第17条第1項による変更命令の基準とします。

一般地域（横手市景観計画区域のうち、景観重点地区を除く地域）

行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別				
		自然景観ゾーン	田園景観ゾーン	市街地景観ゾーン	田園景観形成軸	水辺景観形成軸	都市景観形成軸	丘陵地の景観形成軸	
建築物の建築等・工作物の建設等	位置	優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	○	○	○				
		山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。	○	○	○				
		主要な眺望点からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。	○	○	○				
		道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	○	○	○				
		冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。	○	○	○				
		道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模に配慮すること。			○				
	形態・意匠	原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。				○		○	
		前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。						○	
		雄平フルーツライン沿道においては、原則として建築物の外壁は、道路からの距離に配慮すること。							○
		敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。	○	○	○				
		建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。	○	○	○				
		壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。	○	○	○				
屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。	○	○	○						



行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別			
		自然景観ゾーン	田園景観ゾーン	市街地景観ゾーン	田園景観形成軸	水辺景観形成軸	都市景観形成軸	丘陵地の景観形成軸
建築物の建築等・工作物の建設等	形態・意匠							
	屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。	○	○	○				
	ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。	○	○	○				
	工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。	○	○	○				
	建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。	○	○					
	駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。	○	○	○				
	長大な壁面を避け、背景となる田園景観や軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。				○			
	建築物の高さは、樹木の連続性にできる限り影響を与えないように配慮すること。					○		
	長大な壁面を避け、軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。						○	
	長大な壁面を避け、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観と雄平フルーツライン沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。							○
色彩								
建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとする。	○	○	○					
外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル表色系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ①R(赤)、Y R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。	○	○	○					
外観は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園景観との調和に配慮すること。				○				
外観は、落ち着いた色彩を基調とし、水辺景観との調和に配慮すること。					○			

行為	景観基準	ゾーン別			景観形成軸別				
		自然景観ゾーン	田園景観ゾーン	市街地景観ゾーン	田園景観形成軸	水辺景観形成軸	都市景観形成軸	丘陵地の景観形成軸	
建築物の建築等・工作物の建設	色彩	外観の色彩を落ち着いた色調とし、街並みなど周辺との調和に配慮すること。					○		
		外観は、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観との調和に配慮すること。						○	
		色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ちつきをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。	○	○	○				
	素材	建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。	○	○	○				
		工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	○	○	○				
	緑化	敷地内の植樹・植栽に努めること。	○	○	○				
		敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。	○	○	○				
		敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。	○	○	○				
		植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	○	○	○				
		既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。	○	○	○				
		駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。	○	○	○				
		公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。		○	○				
		大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。		○	○				

以下、共通（ゾーン別、景観形成軸別の基準はなし）

行為		景観基準
開発行為	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。
		緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。
法面及び擁壁の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。	
物件の堆積	堆積の位置及び方法	主要な眺望点や道路から見えないような位置とすること。 物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。
	遮へい	植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮すること。 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
土石等の採取又は鉱物の掘採	遮へい	行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周囲の道路からの遮へいに配慮すること。 出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮すること。
	跡地の形状	地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。
	跡地の緑化	掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。
やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。		

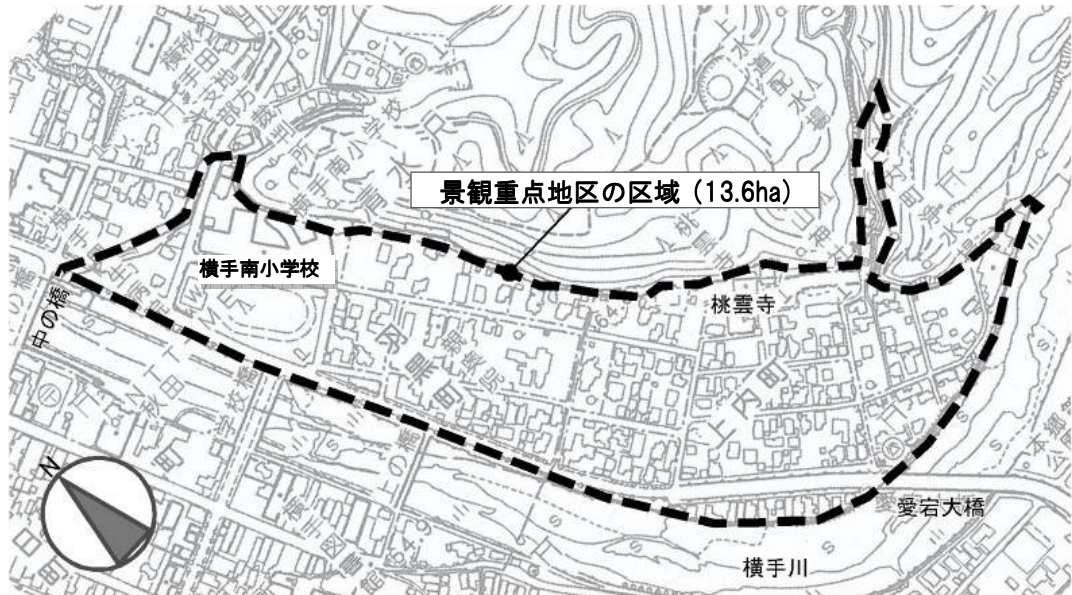
行為		景観基準
土地の 区画 形質 の 変更	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の 改変が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な眺望点か らの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育 環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化す るよう配慮する。
		緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和 した樹種とすること。
法面及び擁 壁の外観等	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、 自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減す るよう工夫すること。	

## 5 景観重点地区における届出対象行為・基準等

### (1) 羽黒町・上内町地区

#### ①景観重点地区の区域

横手市羽黒町1番から11番、上内町1番から12番



#### ②届出対象行為（再掲）

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
開発行為	(一般地域と同じ)
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	(一般地域と同じ)
土石等の採取、鉱物の掘採	(一般地域と同じ)
土地の区画形質の変更 (開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とします。

③景観づくりの基準

項目		基準	基準詳細
建築物等	配置	道路や隣地との境界から後退した位置とし、雪下ろしにも配慮したゆとりのある空間を確保すること。	
	形態意匠	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根はできるだけ勾配屋根とすること。</li> <li>・軒やひさしを出し、建物に陰影を与えること。</li> </ul>
		道路側に圧迫感を与えないように配慮すること。	
	色彩	けばけばしい色彩は使用しないこと。落ち着いた色彩を基調とし、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、無彩色（グレー・黒）、濃紺、濃茶、渋茶、渋緑など落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・外壁および柱の色彩は、無彩色（白・グレー・黒）、茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。</li> </ul>
素材	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。		
塀・生垣		建築物と道路との間には、塀や生垣を設けたり庭木を植えたりして、建築物がむきだしで道路に面することがないように配慮すること。	
		塀・生垣の高さや種類は、建築物との調和や周囲の塀との連続性を考えて選定し、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣および塀の高さは、おおよそ目の高さ程度とし、周辺に合わせること。</li> <li>・塀の色彩は、黒または茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。</li> <li>・やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、板塀に似せるなどの配慮をすること。</li> </ul>
樹木・植栽		既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努めること。 特に駐車場を設置する場合は、道路等から直接見えないように周囲の植樹・植栽に努めること。既存の樹木や塀、生垣等がある場合はできるだけ活かして修景に努めること。	

項目	基準	基準詳細
屋外広告物	原則、設置しないこと。	・ やむを得ず設置する場合は、その規模は最小限とし地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮すること。
電柱・街灯・防犯灯・交通標識	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮したものとする。	
その他	空き地・空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。	

※一般地域で届出対象とされている行為については、上記の基準のほか一般地域の景観づくりの基準（P22～26）にも適合させること。

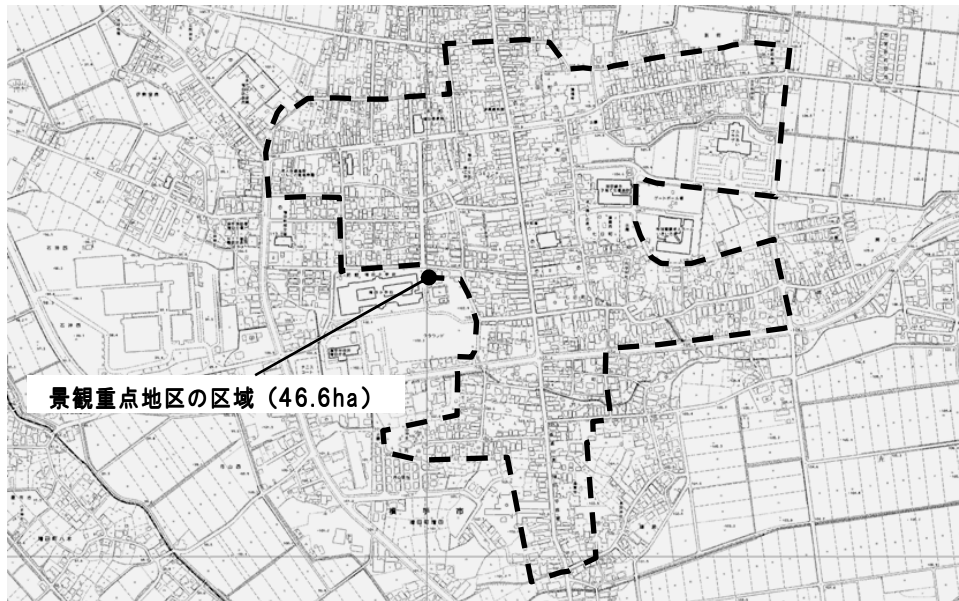
※「開発行為、物件の堆積」「土石等の採取、鉱物の掘採」「土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）」の基準は一般地域と同じです（P25～26）。

※これらのうち建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第16条第3項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第17条第1項による変更命令の基準とします。

(2) 増田地区

①景観重点地区の区域

横手市横手市増田町増田字縫殿、月山、上町、関ノ口、中町、七日町、土肥館、本町、田町、新町のうち、下記点線内の部分



②届出対象行為（再掲）

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
開発行為	(一般地域と同じ)
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	(一般地域と同じ)
土石等の採取、鉱物の掘採	(一般地域と同じ)
土地の区画形質の変更(開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とする。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市景観条例施行規則第4条第3項第8号の規定により届出は不要とする。



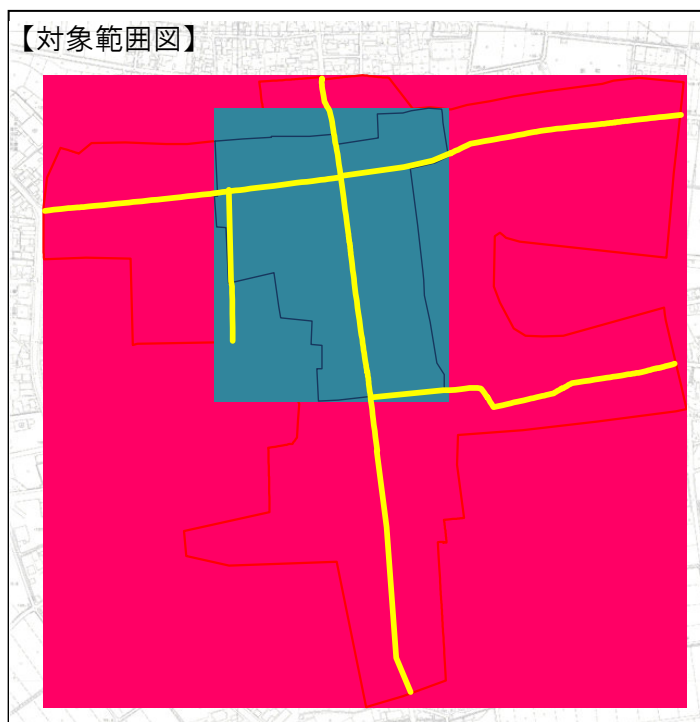
### ③景観づくりの基準

項目		基準	基準詳細
建築物等	主屋の配置	表通り（下記対象範囲図の黄色線に面した通り）では、歴史的街なみの連続性に配慮する。	表通りからなるべく後退しない。表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。
	形態匠	表通りでは、地区の歴史的街なみに配慮した形態・意匠とする。	表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。
	高さ	表通りでは、歴史的街なみに配慮した高さとする。	表通りでは、原則、1～2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。
	色彩	歴史的街なみに配慮した色彩とする。	無彩色（白・グレー・黒）、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。
樹木・植栽		既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。	
空き地 空き家		空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。	

※ 一般地域で届出対象とされている行為については、上記の基準のほか一般地域の景観づくりの基準（P22～26）にも適合させること。

※「開発行為、物件の堆積」「土石等の採取、鉱物の掘採」「土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）」の基準は、一般地域と同様の取り扱いとする（P25～26）。

※建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第16条第3項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第17条第1項による変更命令の基準とする。



※表通り：田町から縫殿までの県道川連増田平鹿線、本町から新町までの市道本町平鹿線、本町から土肥館までの市道学校通線、七日町・上町から関ノ口までの市道四関線のうち、黄色で図示された路線沿い

## 6 色彩基準

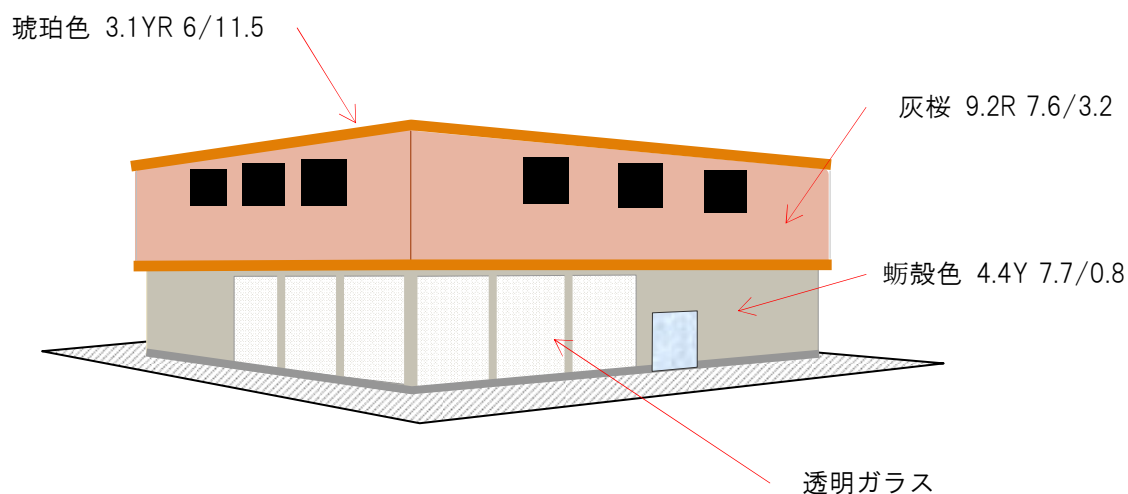
景観基準で定める建築物・工作物の外観の色彩基準について、以下に示します。

一般地域（横手市景観計画区域のうち、景観重点地区を除く地域）

色相	明度	基調となる色の彩度	その他（アクセント色）
R（赤）	指定なし	6以下	彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積から屋外広告物の面積を除いた面積）の10%以内とします。
Y R（橙）		6以下	
Y（黄）		4以下	
上記以外の色相		2以下	

※日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による

### 色彩基準の例



上記の建物において基調となる色等は次の通りです。

基調となる色…灰桜、蛎殻色

アクセント色…琥珀色

※上記色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

※基調となる色には、複数の色を使用してもかまいません。

※アクセント色の使用可能面積は、各壁面の鉛直投影面積から屋外広告物の面積を除いた面積の10%以内です（計算方法は、Q & Aの5-17（P53）をご確認ください）

※Y系の色相の彩度5～6、R・Y R・Y系以外の色相の彩度3～6の色彩の取扱いは、Q & Aの5-16（P52）を確認してください。

## 7 届出に必要な書類

届出等にあたっては、届出書等（関係様式）および以下の添付図書を2部（正副各1部）提出してください。

変更の届出の際は、変更部分にかかる図書のみ添付してください。

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	明示事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図及び付近見取図	1/2500 以上	・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況カラー写真		・行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）
	配置図	1/200 以上	・縮尺、方位、敷地境界線、地形 ・届出（協議）に係る建築物又は工作物及び他の建築物又は工作物の位置及び規模 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・付近の土地利用及び建築物等の現況 ・外構、附属建築物の位置及び規模 ・現況カラー写真の撮影位置及び方向
	各面立面図（着色）	1/200 以上	・縮尺、方位、高さ、寸法、開口部及び附属設備の位置並びに形状 ・外壁及び屋根の材料及び色彩 ・附属設備及び附属建築物の色彩
	外構図		・外構の材料及び色彩
	植栽配置図 （配置図に併せて記載することも可）		・植栽の位置、面積、樹種、樹高、本数（植栽部分を着色すること。既存樹木等と新たに植栽する樹木等を区分すること。）
	完成予想図（着色）		・外観の意匠及び色彩を明示した透視図（イメージパース）
	チェックシート		・市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入
	各階平面図（工作物の場合は不要）	1/200 以上	・縮尺、方位及び寸法 ・附属設備の位置及び形状
	アクセント色使用面積計算表		・景観基準の範囲外の色彩をアクセント色として使用する場合、アクセント色の使用面積の、各面の面積に対する割合を計算したもの（面積は鉛直投影面積）
その他		・市長が必要と認めた図書	

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	明示事項等
建築物又は工作物の外観の変更	位置図及び付近見取図	1/2500 以上	・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況カラー写真		・行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）
	配置図	1/200 以上	・縮尺、方位、敷地境界線、地形 ・届出（協議）に係る建築物又は工作物及び他の建築物又は工作物の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・付近の土地利用及び建築物の現況 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・外構、附属建築物の位置及び規模 ・現況カラー写真の撮影位置及び方向
	各面立面図（着色）	1/200 以上	・縮尺、方位、高さ、寸法、開口部及び附属設備の位置並びに形状 ・外壁及び屋根の材料及び色彩 ・附属設備及び附属建築物の色彩
	完成予想図（着色）		・外観の意匠及び色彩を明示した透視図（イメージパース）
	チェックシート		・市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入
	その他		・市長が必要と認めた図書
開発行為、土地の形質の変更（土石等の採取、鉱物の掘採を除く）	位置図及び付近見取図	1/2500 以上	・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況カラー写真		・行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）
	現況図	1/2500 以上	・縮尺、方位、行為地の境界線、地形 ・行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・現況カラー写真の撮影位置及び方向
	土地利用計画図	1/1000 以上	・縮尺、方位、行為地の境界線、行為後の土地利用計画及び緑化計画
	造成計画平面図、造成計画断面図	1/1000 以上	・行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模
	チェックシート		・市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入
	その他		・市長が必要と認めた図書

行為の 種 類	図書		
	種類	縮尺	明示事項等
物件の 堆積	位置図	1/2500 以上	・ 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況カラー写真		・ 行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）
	土地利用計画図	1/2500 以上	・ 縮尺、方位、行為地の境界線、地形 ・ 物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、種類 ・ 塀等の位置、種類、構造及び規模 ・ 緑化等の位置、樹種及び面積 ・ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・ 現況カラー写真の撮影位置及び方向
	断面図	1/1000 以上	・ 集積され、又は貯蔵された物品の形状 ・ 集積され、又は貯蔵された物品と塀等の位置 ・ 塀等の種類、形状及び色彩
	チェックシート		・ 市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入
	その他		・ 市長が必要と認めた図書
土石等 の採取 鉱物の 掘採	位置図及び付近見 取図	1/2500 以上	・ 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況カラー写真		・ 行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）
	現況図	1/2500 以上	・ 縮尺、方位、敷地境界線、地形 ・ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 ・ 現況カラー写真の撮影位置及び方向
	計画図	1/1000 以上	
	断面図	1/1000 以上	・ 行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	チェックシート		・ 市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入
	その他		・ 市長が必要と認めた図書

行為の 種 類	図書		
	種類	縮尺	明示事項等
樹木の 伐採.	位置図及び付近見 取図	1/2500 以上	・ 縮尺、方位、道路、目標となる地物 及び伐採する樹木の位置
	現況カラー写真		・ 伐採する樹木及び付近の現況カラー 写真（2方向以上）
	平面図	1/500 以上	・ 縮尺、方位、敷地境界線、地形 ・ 伐採する樹木及び他の樹木、新たに 植樹する樹木の位置と樹種 ・ 付近の土地利用及び建築物の現況 ・ 現況カラー写真の撮影位置及び方向

- 1 この表において「建築物の建築等」とは、建築物の新築、増築、改築若しくは移転をいいます。
- 2 この表において「工作物の建設等」とは、工作物の新設、増築、改築若しくは移転をいいます。
- 3 この表において「建築物又は工作物の外観の変更」とは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。
- 4 色彩を記載するときは、マンセル値（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Z 8721 に定める色の三属性による表示方法による色相、明度及び彩度の値をいう。）で詳しく記載するものとします。
- 5 行為の規模により、表に掲げる縮尺によっては適切に表示できない場合は、市長が適切と認めた縮尺で表示することができます。
- 6 他の法令により、別に許可、認可、確認等の申請を要する行為で、添付すべき図書等が定められているものについては、この表に掲げてある図書に準ずるものをもって、これに代えることができます。

## 8 関係法令等の確認

届出にあたっては、関係法令等の手続きについても確認してください。

《申請・届出の例》

法律・条例等	届出・許可申請等
建築基準法	・ 第6条の確認
都市計画法	・ 第29条の許可 ・ 第53条の許可 ・ 第53条の2の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・ 第14条の許可 ・ 第15条の許可
横手市屋外広告物条例	・ 第7条の許可
横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例	・ 第2条第1項の許可
横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱	・ 第7条の事前協議 ・ 第16条の図書の提出等
土地区画整理法	・ 第76条の許可

※上記は、主な申請・届出を例示したものです。行為の種類により、その他の法令等についても、必ずご確認ください。

このほか、横手市では建築物の建築等に関する制限を設けている地域などがあります。関係する条例等もご確認ください。

制限等	関連条例等
伝統的建造物群保存地区	・ 横手市伝統的建造物群保存地区保存条例
建築協定	・ ニュータウン宝竜第2期建築協定 ・ 協同組合横手卸センター建築協定
特定用途制限地域	・ 横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例

## 9 罰則

届出を行わないなど、次表に示すような違反があった場合は、景観法に基づき罰せられますので、十分にご注意ください。

条 項	内 容	罰 則
第101条	・ 変更命令後の原状回復命令等に違反した場合(第17条第5項)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第102条第1項	・ 変更命令に違反した場合(第17条第1項)	50万円以下の罰金
第103条第1項	・ 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合(第16条第1項、第2項)	30万円以下の罰金
第103条第2項	・ 変更命令に対する必要な措置の実施状況等を報告しない場合又は虚偽の報告をした場合(第17条第7項)	
第103条第3項	・ 変更命令に対する必要な措置の実施状況の立ち入り検査を拒み、妨げまたは忌避した場合(第17条第7項)	
第103条第4項	・ 行為の着手の制限に違反して、行為着手した場合(第18条第1項)	



## Q & A

### 1 横手市景観計画区域

1-1. 横手市景観計画区域は横手市全域とありましたが、一般に人目につかない私有地の山林や湖沼等にも適用されるのですか？

⇒ 横手市景観計画区域は横手市全域です。私有地であっても適用されます。

1-2. 横手市景観計画区域の中で、ゾーンや形成軸といった区分けがされ、それぞれに景観基準が設けられていますが、例えば、田園景観ゾーンと市街地景観ゾーンにまたがる敷地で届出対象行為を行う場合、景観基準はどちらを遵守することになるのですか？

⇒ 届出対象行為を行う敷地が複数のゾーンに当てはまる場合、原則、以下の適用順位で景観基準を適用して下さい。ただし、各ゾーンに当てはまる敷地面積に明らかな差等がある場合はご相談ください。

【敷地が複数のゾーンに跨る場合の基準適用順位】

市街地景観ゾーン > 田園景観ゾーン > 自然景観ゾーン

1-3. 田園景観形成軸内に大規模な建築物を建築しようと思いますが、景観基準は田園景観形成軸の基準を遵守すればよいのですか？

⇒ 各形成軸に該当する範囲については、それぞれの景観規準を遵守するとともに、該当する景観ゾーンの景観基準についても遵守する必要があります。

1-4. 横手市と他市町村（他県）に跨る土地に建築物の建築等を行う場合、横手市の景観基準を遵守しなければいけませんか？

⇒ 届出対象行為の敷地が他の行政団体の景観計画区域に跨る場合、横手市の敷地部分については横手市の景観基準を遵守してください。

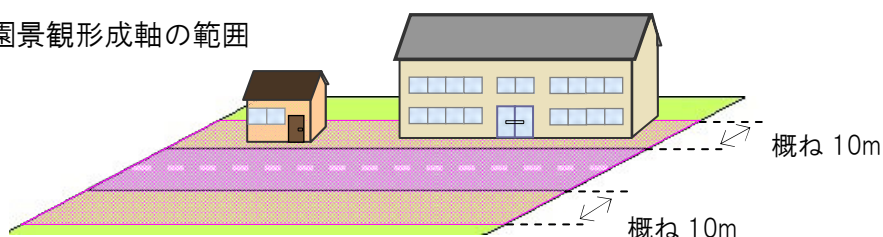
1-5. ゾーンや形成軸を図示した地区が小さくて、ゾーン等の判断ができません。

⇒ ゾーンや形成軸の対象については、P2 をご確認ください。

1-6. ゾーンや形成軸の対象として「沿道」「沿い」という言葉がありましたが、具体的にはどの範囲ですか？

⇒ 田園景観形成軸・都市景観形成軸・丘陵地の景観形成軸にあつては、道路と道路境界から概ね 10m までの範囲、水辺景観形成軸にあつては、河川と河川境界から概ね 50m までの範囲の土地とします（建築物等が範囲に含まれていなくても、敷地が含まれている場合は、敷地内に建築された建築物等が対象となります）。

例：田園景観形成軸の範囲



1-7. P1 の地図上では、「視点場」や「歴史的街並み」といった凡例がありました。

これに該当する場合には独自の景観基準はないのですか？

⇒ 「視点場」や「歴史的街並み」については、市が目指す景観づくりの将来像を示すために図示したもので、これらを対象とした景観基準は定めておりません。しかしながら、「歴史的街並み」については、地区にお住まいの方達が景観重点地区として独自の景観基準等を定めている場合があります。

## 2 届出制度の流れについて

- 2-1. 一の建築物を複数の事業者賃貸しています。事業者のAに賃借している建築物の階層部分について外観の変更をしますが、届出者は誰になりますか？  
⇒ 外観の変更を行う者（行為者）が届出者になります。
- 2-2. 届出対象行為を行う場合、事前協議は必ず行わなければいけませんか？  
⇒ スムーズな審査のため、必ず事前協議を行って下さい。
- 2-3. 「行為の着手の制限」とは何ですか？  
⇒ 届出を行った行為に着手できないことをいいます。  
景観法の規定では、届出の受理日から30日を経過しなければ当該届出に係る行為に着手できません（実地調査等の必要がある場合は、行為の着手の制限の期間が最長90日まで延長される場合があります。）  
ただし、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事（躯体部分は除く）は、行為の着手制限の例外となります。  
なお、経過日数の考え方は、届出受理日を1日目として算定します。  
[例] 行為着手の制限の期間が30日の場合  
届出受理日が4月1日の場合、4月30日まで（30日間）は着手できません。行為に着手できるのは5月1日からとなります。
- 2-4. 事前協議を行う場合、どのような書類を準備する必要がありますか？  
⇒ 行為の届出を行う際に添付する図書等を準備してください。
- 2-5. 行為の届出の受理日から30日間は着手制限があるようですが、行為の着手の制限を早期に解除することはできませんか？  
⇒ 景観計画に適合していると認められた場合は、30日を待たずに市から適合通知を送付します。この適合通知を受けた場合は、通知日から行為に着手することができます。  
※個々の事例により異なりますが、事前協議で景観計画に適合することが確認できれば、適合の通知期日が早まる場合があります。
- 2-6. 行為の届出を行った後、計画・設計内容の変更により行為変更届出を行う場合、着手制限の期間はどのようになりますか？  
⇒ 行為変更届出書の受理日から30日間の行為の着手の制限となります。
- 2-7. 行為の届出を行い適合の通知を受けた後、行為変更届出を提出した場合は、工事等の取り扱いはどのようになりますか？  
⇒ 当初に適合通知を受けた内容を変更する箇所については、行為変更届出の受理日から行為着手の制限が発生します。変更部分以外の箇所については工事等を継続していてもかまいません。

2-8. 行為の届出を行い、適合の通知を受けましたが、豪雪により工期が遅れてしまいます。この場合も変更の届出をするとともに、届出の期間中は行為を中断しなければいけませんか？

⇒ 変更する行為の内容が工期延長のみの場合でも、変更することがわかった時点で事前協議を行い、行為変更届出書を提出してください。異常気象等の理由により工期が遅れる場合、行為の着手の制限については工事等への影響が少なくなるように考慮します。

2-9. 景観条例・景観計画の施行を知らず、工作物を設置してしまいました。設置後でも届出を出したほうがよいですか？

⇒ 至急市役所にご相談ください。届出対象行為に該当する行為で届出を提出していない場合、景観法による罰則が適用されることがあります。

また、後日、届出を提出しても景観基準に適合していないと、勧告・変更命令の対象となることがあります。

2-10. 行為の届出をし、審査で景観計画に適合しないと認められた場合、勧告や変更命令をされることになっていますが、勧告や変更命令に従わない場合、どうなるのですか？

⇒ 勧告を受けた場合、正当な理由がなく履行期限までに勧告に従わないとその旨を公表する場合があります。

また、特定届出対象行為について変更命令を受けた場合、正当な理由がなく履行期限までに変更命令に従わないとその旨を公表する場合がありますとともに、景観法による罰則が適用されることがあります。さらに、変更命令に従わず原状回復命令が出された場合、原状回復命令に従わなければ景観法に基づき罰則が適用されることがあります。

2-11. 勧告や変更命令を受けた場合の履行期限は何日以内ですか？

⇒ 勧告や変更命令を受けた行為等により履行期限は変化しますが、一般的な目安として60日以内とします。

2-12. 景観法による届出と、建築基準法に基づく建築確認申請とは、どのような関係がありますか？

⇒ 景観法による届出は、建築確認申請とは異なる法令によるものであり、景観法に適合しないからといって建築確認申請が認められないことはありません。また、その逆もありません。

ただし、景観法では、届出日から30日間（場合によっては90日間に延長される場合あり）は行為着手の制限を受けますので、その間は、建築確認申請が認められても工事に着手できません。

また、一方の手続きで修正の必要が生じた場合、もう一方の手続きにも変更が生じる可能性がありますので、余裕を持って事前協議・届出をして下さい。

提出時期はどちらが先でも差し支えありませんので、届出者の判断でお願いします。

2-13. 建築物の色彩がまだ決まっていますが、届出はできますか？

⇒ 色彩は、景観づくりの基準の中でも重要な項目であり、決定していなければ審査ができないため、届出はできません（事前協議は可能です）

行為の着手制限がありますので、遅くとも行為着手予定日の30日前までには色彩を決定して届出をしてください。

なお、届出後に色彩を変更する場合は変更届の提出が必要です。この場合、変更届出書の受理日から、変更部分（色彩）についてのみ行為着手の制限が適用されます（その他の部分については着手していてもかまいません）。

2-14. 一般地域で、高さが30mを超える電波塔の新設について行為の届出を行い、適合通知を受けましたが、その後、高さを28mに変更することになりました。変更により高さが30m以下となるため届出対象行為に該当しないこととなりますが、行為変更届出書の提出は必要でしょうか？

⇒ 行為変更届出書および変更部分に係る添付図書を1部提出してください。

なお、変更により届出対象行為に該当しないこととなるため、横手市からの適合通知の送付はありません。

また、完了届の提出は不要となります。

### 3 届出対象行為（建築物）

- 3-1. 同一敷地内に複数の建物等が建築され（る）ている場合、「～建築面積 500㎡を超える～」とは複数の建物等の合計面積ですか？  
⇒ 敷地単位で算定するのではなく、各建築物の面積ごとに算定します。各々の建築物が届出対象規模を超えなければ届出不要です。
- 3-2. 建築物と工作物が一体となっている場合、建築物、工作物のどちらで届出を行えばよいですか？  
⇒ ●建築物及び工作物それぞれが届出の要件を超える場合  
建築物及び工作物を一括して一つの届出を行ってください（届出書の建築物、工作物の欄を両方ご記入ください）。  
●建築物は届出の要件を超えるが、工作物は届出の要件を超えない場合  
建築物の届出を行ってください（届出書は、建築物の欄のみご記入ください。ただし、添付図書には工作物も表示してください）。  
●建築物は届出の要件を超えないが、工作物は届出の要件を超える場合  
工作物の届出を行ってください（届出書は、工作物の欄のみご記入ください。ただし、添付図書には建築物も表示してください）。  
●建築物及び工作物それぞれが届出の要件を超えない場合  
建築物の上に工作物がある場合で、建築物と工作物の高さの合計が高さ 13m超となる場合は届出が必要です。
- 3-3. 横手市景観条例の施行前に完成した建築物も、届出をしなければいけませんか？  
⇒ 横手市景観条例及び横手市景観計画施行日（平成 25 年 4 月 1 日）より前に既に着手し完了した行為、施行日以前から着手している行為については、原則、横手市景観条例及び横手市景観計画の適用はなく、届出対象にはなりません。  
ただし、景観条例施行日以降に建て替え、塗り替え、積み増し等する場合は、横手市景観条例及び横手市景観計画が適用され、届出対象となる場合があります。  
また、施行日以前に完了した行為、施行日以前から着手している行為であっても、景観を著しく阻害している、阻害するおそれがあると認めた場合は、必要な措置を講ずるよう横手市景観条例に基づき協力を要請することがあります。
- 3-4. 廃工場（建築面積 1,000㎡）を利用し起業する予定ですが、届出が必要ですか？  
⇒ その廃工場の外観が景観基準に適合しており、増改築等を行わない場合は、届出は不要です。外観を変更したり、増改築をする場合は届出対象となる場合があります。
- 3-5. 一般地域で住宅を新築しますが、建築面積が 500㎡以下、高さが 13m以下です。届出対象行為ではないので景観基準を遵守する必要はありませんか？  
⇒ 景観基準は横手市内で景観づくりを行うための指標であり、その中で特に建築面積など要件を満たす建築物等については、届出対象行為としています。届出の対象とならない建築物等においてもできるだけ景観基準に配慮願います。

- 3-6. ゲームセンターを建築したいのですが、景観基準では「遊戯施設」については色彩基準を適用しないこととしていますので、外壁を鮮やかな色彩で施工しても良いですか？
- ⇒ 景観基準で記述している「遊戯施設」とは、届出対象行為となる工作物のうち、「観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの」となります。質問中の「ゲームセンター」とは建築物のことと推察されますので、建築物における届出の要件を超える場合は、景観基準を遵守していただくことになります。
- 3-7. 一般地域に居宅と一体の鉄工所を所有していますが、建築面積が500㎡を超えています。鉄工所を廃業し鉄工所部分を解体します。これにより建築面積は500㎡以下になりますが、届出は必要ですか？
- ⇒ 建築面積500㎡を超える建築物を減築して500㎡以下の建築物とするときは届出不要です。
- 3-8. 建築面積1,000㎡の建築物を解体する場合、届出は必要ですか？
- ⇒ 解体する場合は、届出は不要です。ただし、改築（従前の建築物を全部又は一部取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること）する場合は、届出が必要です。
- 3-9. 建築物を建築するとき、周辺の建築物との調和に配慮した木材を外観に使用したいのですが、素材の色彩の彩度が基準を超えています。このような素材は使用できないのですか？
- ⇒ 隣接する建築物及び工作物との調和にも配慮して、例えば、屋根にあつては銅版や茅葺、瓦、外壁にあつては着色していない木材や漆喰、レンガなどの自然素材で、景観基準を超える彩度のものを使用したい場合は、ご相談ください。

草・木系	・素地色のもの ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの	木、竹、茅
石系	・素地色のもの ・骨材の素地色を見せた左官材・吹付け材(ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く)	自然石
土系	・素地色のもの	土
セメント系	・素地色のもの ・表面保護のために素地を見せて塗装(ただし、色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く)を施したもの	漆喰
ガラス系	・素地色のもの ・表面保護や調光のために表面処理を施したもの	ガラス
レンガ、 タイル系	・素地色のもの ・表面保護のために素地を見せて釉薬がけ(ただし、釉薬がけに色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く)	レンガ、 タイル
金属系	・素地色のもの ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの ・一次電解発色、二次電解着色処理を施したもの ・溶融亜鉛めっき処理を施したもの	銅板

3-10. 既存の建築物がある敷地に、別棟で建築物を建設する場合の取扱いはどうなりますか？

⇒ 建築面積や高さは合計ではなく、個々に算定します。新たに建築する建築物が届出対象規模を超えなければ、届出は不要です。

3-11. 外壁面をガラス製カーテンウォールで仕上げたい場合は、外壁面の色彩をどのように記載すればよいですか？

⇒ ガラス面は透明なので、無彩色（景観形成基準に適合している）と考えますが、壁面の構成が周囲の景観と調和しているかなど他の基準もありますので、まずは事前協議をして下さい。

また、色ガラスなどのように色の付いている場合は、その近似値のマンセル値として下さい。

3-12. 外壁面を色の異なる複数の色ガラスで仕上げますが、色彩を景観の基準に適合させる必要がありますか？

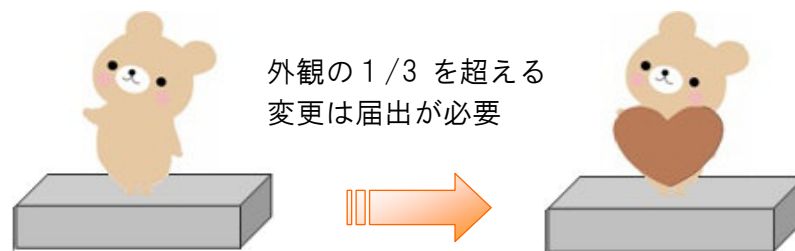
⇒ 外壁に複数の色ガラスを使用する場合であっても、色彩が景観の基準に適合している必要があります。まずは事前協議でご相談下さい。

色ガラスや外壁材など壁面を構成する資材は、その組み合わせによって、壁面が特定の文字やイメージ等を連想させることができます。その場合、壁面が屋外広告物とみなされる場合がありますので、事前協議で屋外広告物に当たらないかなどを確認して下さい。

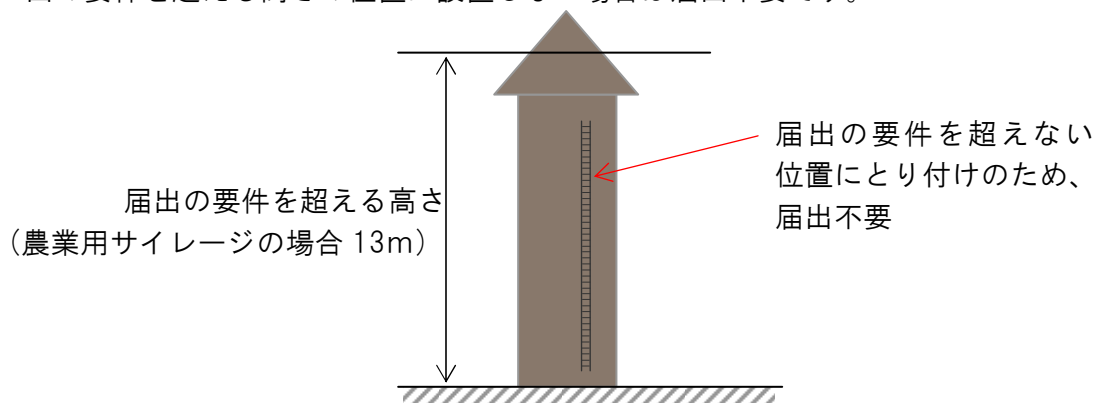


#### 4 届出対象行為（ 工作物 ）

- 4-1. 建築物の上に工作物が建設される場合の高さは、どのように判断しますか？  
⇒ 建築物の上に工作物が建設等されている場合の高さは地盤面から工作物の上端までの高さです（避雷針やテレビアンテナは高さに算入しません）。
- 4-2. 居宅敷地の外周に生垣を設置していますが、大病で生垣の管理ができず樹木の高さが2mを超えてしまいました。この場合も届出が必要ですか？  
⇒ 生垣については、届出対象行為ではないので届出不要です。
- 4-3. 周辺に垣を設置しますが、垣に使用する石材・木材等にも景観基準の色彩が適用されるのですか？  
⇒ 石材や木材などの自然素材を使用する場合、彩度が色彩の基準を超える場合はご相談下さい。
- 4-4. 一般地域で、ビルの屋上に設置していた高架水槽が破損したため交換しますが、届出は必要ですか？  
⇒ 高架水槽が外部から見えないように覆い等をしている場合は、届出不要です。  
高架水槽が外部から見える状態にある場合、ビルの高さと高架水槽の高さの合計が13m超であれば届出対象になりますが、日常生活で使用するもの等で急を要する場合はご相談ください。
- 4-5. 一般地域で、会社のPR用として、社屋屋上にキャラクター彫像を設置しています。キャラクターにアイテムを持たせたいのですが、届出は必要ですか？  
⇒ 高さが13m超で、彫像の総面積の1/3を超える外観の変更であれば届出が必要となります。



- 4-6. 一般地域で、農業用サイレージに梯子を設置する場合、届出は必要ですか？  
⇒ 腕金部、補強材、梯子、その他付属部品の取り付け又は交換については、届出の要件を超える高さの位置に設置しない場合は届出不要です。



- 4-7. 届出の要件を超える電柱の位置を少しずらす場合も届出が必要ですか？  
⇒ 移設に該当しますので、届出の要件に該当する場合は届出を行って下さい。
- 4-8. 電柱に設置している柱上トランスや引込み線等変更の場合も届出は必要ですか？  
⇒ 通常の管理行為、軽易な変更のため、届出不要です。
- 4-9. 電柱を支える支線の位置や数量を変更する場合、届出は必要ですか？  
⇒ 高さが30mを超える場合は届出を行ってください。
- 4-10. 一般地域で、集客を目的に設置する大規模なロケットの形をした工作物に屋外広告物を掲出します。この場合、届出の要件を超える場合は、横手市景観条例に基づく届出は必要ですか？  
⇒ 屋外広告物を掲出する目的で設置する工作物に屋外広告物を掲出する場合、屋外広告物が適用除外基準等を満たさない場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要になります。  
屋外広告物を掲出する目的で設置するものではない工作物に屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例で定める掲出物件に該当しません。このため、その工作物が景観条例の届出の要件を超える場合は、行為の届出(工作物)を、屋外広告物が適用除外基準等を満たさない場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要になります。  
屋外広告物を掲出する工作物か否かの判断については、横手市にご相談下さい。
- 4-11. 高さ25mの鉄塔を建設しますが、避雷針の高さを含めると31mになります。届出は必要ですか？  
⇒ 高さに避雷針は含みません。このため、届出は不要です。
- 4-12. 横手市増田伝統的建造物群保存地区内に事務所がありますが、地区の街なみに調和させるため敷地内に板塀を新設します。届出は必要ですか？  
⇒ 届出対象行為のうち、横手市増田伝統的建造物群保存地区内における行為については、景観計画に基づく届出は不要ですが、別に横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく許可手続きが必要となります。詳しくは市担当課へお問い合わせ下さい。

## 5 届出対象行為（建築物及び工作物の外観の変更）

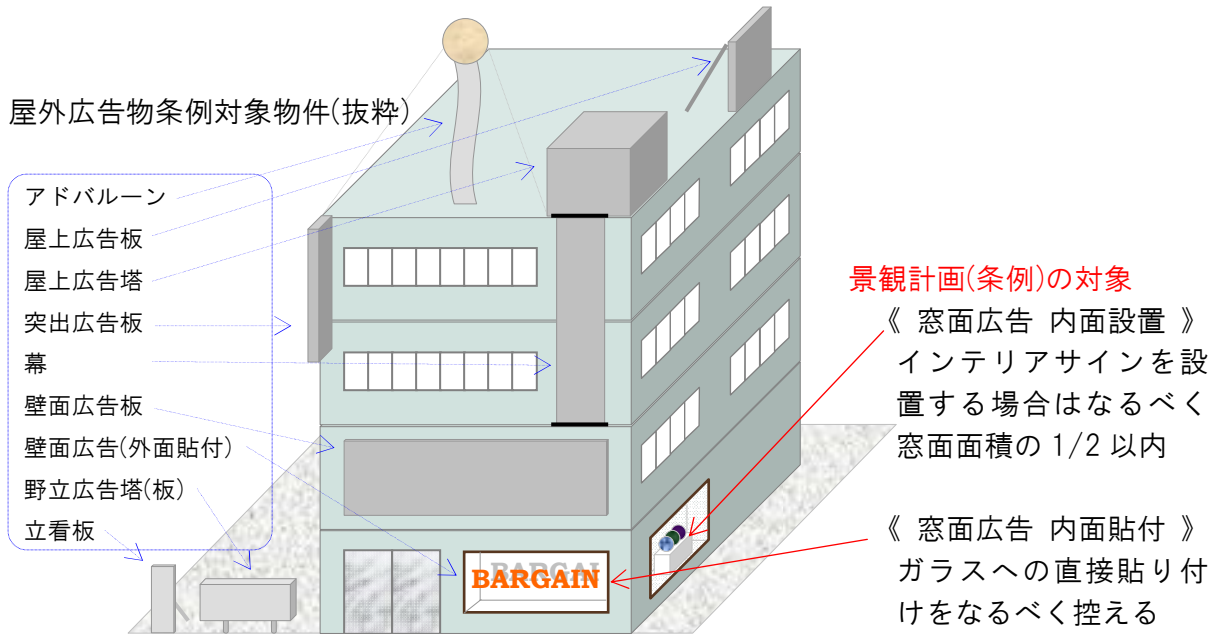
- 5-1. 外観の変更には、窓や扉、シャッターなどの変更も含まれるのですか？  
⇒ 窓や扉、シャッターも含まれます。例えば、一般地域の建築面積 500 m<sup>2</sup>超の建物で、各壁面の鉛直投影面積の 1/3 を超えて窓や扉、シャッター等を新設した場合も届出の対象となります。
- 5-2. 壁面面積を計算する場合、扉・窓、換気扇、シャッター、基礎立ち上がり部分などは壁面面積に算入されますか？  
⇒ 壁面面積として算入されます。
- 5-3. 建物の外壁が経年劣化したため、補修する場合は届出の対象になりますか？  
⇒ 外壁に発生したひび割れをシーリング材で埋める、といった補修であれば届出対象行為としません。ただし、届出の要件を超える建物等の場合、外壁をモルタル塗装する等といった修繕で、各壁面の鉛直投影面積の 1/3 を超えて外観の変更を伴う場合は、届出が必要になります。
- 5-4. 建物の屋根が強風で剥がれたため、届出せずに直していいですか？  
⇒ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、届出は不要です。その後、屋根の修繕を行う場合は、届出の要件に該当すれば届出が必要です。
- 5-5. 一般地域にある社屋屋上の彫像の塗装が経年劣化で剥がれてきました。再塗装する場合も届出が必要ですか？  
⇒ 建築物と彫像の高さの合計が 13m を超える場合で、彫像の外観の総面積の 1/3 を超える面積を変更する場合は行為の届出が必要です。
- 5-6. 一般地域にある建築物の一の壁面のみ外観の変更を行う場合、届出は必要ですか？  
⇒ 建築面積や高さなどの要件を超える建築物等の場合、各壁面の鉛直投影面積の 1/3 を超える外観の変更は届出が必要になります。外観の変更を行う壁面が一面であっても要件を超えると届出が必要になります。
- 5-7. 建築物の屋根に太陽光パネルを設置する場合は届出の対象になりますか？  
⇒ 建築面積や高さなどの要件を超える建築物等に太陽光パネル設置する場合、屋根に密接した施工（屋根一体型、屋根置型）であっても、屋根に架台等を設置して施工する場合であっても、外観の変更の要件に該当する場合は、届出が必要となります。
- 5-8. 一般地域にある建築面積が 500 m<sup>2</sup>を超える建築物で、一の壁面の既設透明ガラス窓を更新し、更に壁面設備を新設しました。届出は必要ですか？  
⇒ 透明ガラスを更新した場合、窓の面積の変更がなければ外観の変更はないと判断します。新設する壁面設備の面積が各壁面の鉛直投影面積の 1/3 を越えている場合は行為の届出が必要です。

- 5-9. 一般地域にある建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>の建物で、東側壁面のガラス窓を更新し、南側壁面にシャッターを新設する場合、届出は必要ですか？  
⇒ それぞれの壁面で各壁面の鉛直投影面積の 1/3 を超えるか否かで判断します。
- 5-10. 陸屋根（コンクリート）に防水処理をした場合、届出は必要になりますか？  
⇒ 色彩の変更がある場合、外観の変更の要件に該当すれば届出が必要になります。色彩の変更が無くとも既に使用している色が景観基準を満たしていない場合は届出が必要になります。
- 5-11. 一般地域で、建築面積が 500 m<sup>2</sup>を超える建物の一の壁面に、壁面の 1/3 を越える壁面広告板を設置する場合、届出は必要ですか？  
⇒ 一般地域では、屋外広告物については、景観条例等による届出の対象とはしていません。壁面広告板については、横手市屋外広告物条例に基づき届出等が必要になります。  
なお、一の壁面の外観を変更等する場合、壁面の鉛直投影面積から屋外広告物の面積を控除した面積を壁面の面積として要件を判断します。
- 5-12. 自社のイメージカラーが原色の赤であり、他県の社屋についても原色の赤を基調としています。横手市に社屋を建築する際、その他については景観基準を遵守しますので外壁にはイメージカラーを使いたいのですが？  
⇒ 横手市内に建築する建築物については、届出対象となる建築物を建築する場合は景観基準を遵守していただきます。企業のイメージカラーであっても、彩度を落としたり、又はアクセントカラーとして使用するなどして景観基準を遵守してください。
- 5-13. 一般地域にある高さが 13m を超える建築物の外観の変更を行います。一の壁面面積の 20% 程です。届出対象行為でないのに景観基準を遵守しなくて良いですか？  
⇒ 景観基準は横手市内で景観づくりを行うための指標であり、その中で特に建築面積などの要件を越えた建築物等については、届出対象行為としています。届出の対象とならない建築物等においてもできるだけ景観基準に配慮していただきたいと思います。
- 5-14. 一般地域で、建築面積 1,000 m<sup>2</sup>の建築物の一部を解体し、800 m<sup>2</sup>に減築します。景観条例施行以前に建築していた建築物のため、外観が景観の基準に適合していませんが、減築する際に外観も景観基準に適合させる必要があるのですか？  
⇒ 届出の要件を超える建築物で外観が景観基準に適合していない建築物を減築する場合、減築し外観が変更される面毎に外観の変更の要件に照らして届出が必要か判断します。

5-15. 建築物の窓面にカットニングシートで社名を明記したいのですが、基準や要件は屋外広告物条例を参照すればよいですか？

⇒ 窓面広告については、窓面の外側に施行（貼附）する場合は屋外広告物条例をご参照ください。窓面の内側に施行する場合は、景観計画における外観の変更要件に照らして届出が必要か判断して下さい。景観計画では窓面広告における景観基準を記載していませんが、次のとおりとします。

『窓面広告については、ガラスへの直接貼り付けをなるべく控えること。  
インテリアサインを設置する場合等は、なるべく各窓面積の1/2 以内とする。』



5-16. 景観基準内の「色彩」には、彩度6を超えるアクセント色についての記述がありますが、マンセル表色系のR系、Y R系以外の色相で彩度6以下の場合にはアクセント色ではないとして判断してよいですか？

この場合、外観の面積の何%まで使用しても良いのですか？

⇒ マンセル表色系における彩度6を超える色彩については、強調（アクセント）色として外観の面積（各壁面の鉛直投影面積から屋外広告物の面積を除いた面積）の10%以内であれば使用可能です。

Y系の彩度5～6、R・Y R・Y系以外の色相の彩度3～6の色彩は、従属（アソート）色として使用する場合は、強調色と合わせ外観の面積（各壁面の鉛直投影面積から屋外広告物の面積を除いた面積）の30%以内であれば使用可能とします。

色相	明度	基調となる色の彩度	従属色（アソート色）	強調色（アクセント色）
R（赤）	指定なし	6以下		6を超える （外観の面積の10%以内）
Y R(橙)		4以下	6以下 （強調色と合算し外観の面積の30%以内）	
Y（黄）				
上記以外の色相		2以下		

スカイグレイ（基調色）

3.6B 7.4/1.9

テラコッタ（強調色）

9R 3.9/8.3

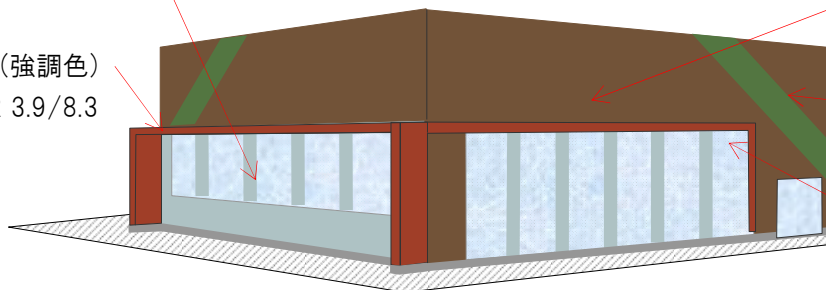
コーヒー色（基調色）

7.9YR 3.6/3.1

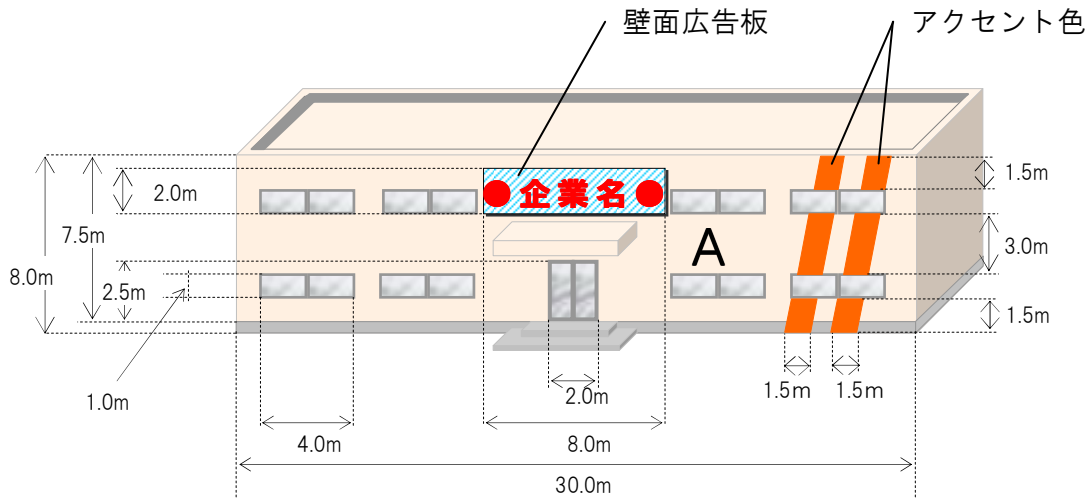
常盤色（従属色）

7.9GY 4.5/5.1

透明ガラス（無彩色）



5-17. 外観の変更、アクセント色等の使用面積にかかる壁面面積の算定方法を例示してください。



壁面Aの総面積 (8.0m×30.0m) .....	= 240.0 m <sup>2</sup> ①
屋外広告物の面積 (2.0m×8.0m) .....	= 16.0 m <sup>2</sup> ②
窓 (透明ガラス) の面積 (1.0m×4.0m×8枚) .....	= 32.0 m <sup>2</sup> ③
玄関 (ガラス扉) の面積 (2.5m×2.0m) .....	= 5.0 m <sup>2</sup> ④
基礎立ち上がり部分面積 (0.5m×30.0m) .....	= 15.0 m <sup>2</sup> ⑤
アクセント色を使用している部分の面積 [(1.5m×1.5m)×2箇所+(3.0m×1.5m)]×2箇所…	= 18.0 m <sup>2</sup> ⑥

外観の変更、アクセント色などを計算する際の壁面面積 ①-②  
 ..... = 224.0 m<sup>2</sup> ⑦

上記のような建築物の場合、

外観の面積の1/3 とは ⑦×1/3 ..... = 74.67 m<sup>2</sup>

外観の面積の10%とは ⑦×1/10 [アクセント色使用限度]… = 22.40 m<sup>2</sup>

外観の面積の30%とは ⑦×3/10 [アソート色等使用限度※] = 67.20 m<sup>2</sup>

※アクセント色とアソート色を両方使用する場合は、アクセント色とアソート色の使用面積を合算して外観の面積の30%以内 (67.20 m<sup>2</sup>以内)、かつアクセント色は外観の面積の10%以内 (22.40 m<sup>2</sup>以内) となります。

6 届出対象行為（開発行為、物件の堆積、土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更）

6-1. 都市計画区域内で 4,000 m<sup>2</sup>の開発行為を行います。都市計画法に基づく開発行為の許可申請を行えば、景観法に基づく行為の届出は不要ですか？

⇒ 都市計画法に基づく開発行為の許可申請のほかに、景観法に基づく行為の届出が必要です。

6-2. 物件の堆積を行う際、堆積を行うことができる高さに制限はありませんか？

⇒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 6 又は第 8 条第 2 項の口など関係法令を参照してください。

（日本産業廃棄物処理振興センターHP より）

産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること（図 1）。

- a. 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下。
- b. 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50 cmの線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50%以下とする。  
（勾配 50%とは、底辺：高さ＝2:1 の傾きで約 26.5 度）

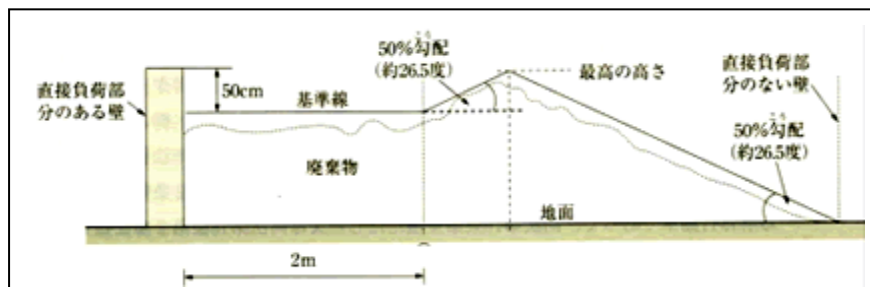


図 1 屋外における保管高さの基準例

6-3. 建築物が建築されている敷地において、既存の物件で水平投影面積が 500 m<sup>2</sup>を超える規模のものに追加して堆積する場合、追加後の高さが 1.5mを超えない場合も届出の対象になりますか？

⇒ 景観法施行規則（省令）第 5 条により、建築物の存する敷地内で行う物件の堆積で、高さが 1.5m以下のものは届出不要です。

6-4. 店舗の敷地内（屋外）で行う、販売目的の商品やそれに付随するものの展示として物件を堆積する場合も届出が必要ですか？

⇒ 例えば、量販店等の敷地内（屋外）における販売用の農業用資材・建築用資材等の展示又は保管、小売店等の敷地内（屋外）における、商品・商品ケース（ビールケース等）などの展示又は保管については、届出不要です。

6-5. 建築物及び工作物を建築（建設）等する場合、建築物等の敷地内（屋外）での資材の一時的な据え置きも届出が必要になりますか？

⇒ 例えば、住宅やマンションの新築等で、当該敷地内への一時的（3箇月以内）な材木等の据え置きや、国・地方公共団体等が道路、橋梁、河川等の工事を行うにあたって当該敷地内又は隣接地での一時的な資材の据え置きについては、届出不要です。



- 6-6. 物件の堆積について届出を行った後に、積上げの高さが上下する場合、その都度届出が必要ですか？
- ⇒ 用途を廃止された自動車、タイヤ、建設資材、電化製品、ドラム缶、石油缶、スチール缶、アルミ缶及びガラスびん、金属くず、ガラスくずその他用途を廃止された物件については、届出を行ったときの高さが1.5m未満の場合は、1.5mまで、1.5m以上で届出を行った場合は、届出を行った高さより50cm未満までの積上げは届出不要です。
- 上記以外の物件については、届出を行ったときの高さが3.0m未満の場合は、3.0mまで、3.0m以上で届出を行った場合は、届出を行った高さより1.0m未満までの積上げは届出不要です。
- 積上げの高さが、届出を行ったときより低くなる場合は届出不要ですが、物件の堆積を取りやめる場合は、横手市景観計画区域内における行為中止届を提出して下さい。
- 6-7. 地方公共団体の道路整備で必要のため、土石の掘採を行います。行為の届出の規模を超えますが、届出は提出しなくて良いですか？
- ⇒ 国や地方公共団体等が行う公共事業の整備が必要であっても、横手市内で土石の掘採を行う場合、行為の届出の規模を超えるのであれば土石の掘採を行う事業者から届出が必要です。
- 6-8. 小規模な水田を集約し大規模な水田にするための農地整備を実施します。土地の区画や形が変更になりますが、届出が必要になりますか？
- ⇒ 農業、林業又は漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更(宅地造成を除く)は、届出の適用除外となっています。

## 7 届出対象行為（景観重点地区（羽黒町・上内町地区））

- 7-1. 景観重点地区における景観基準は、一般地域の景観規準を遵守しつつ、当該地区の基準も満たす必要があるのですか？  
⇒ 一般地域の届出の要件を超える建築物等については、一般地域の基準と景観重点地区の基準の両方を満たす必要があります。
- 7-2. 居宅の補修でも届出は必要ですか？  
⇒ 補修（屋根にあいた穴をふさぐ、外壁のひび割れを埋めるなど、壊れたり、傷んだりした部分をつくろうこと）については、通常管理行為、軽易な変更のため、届出不要です。
- 7-3. 住宅リフォームを行います。届出は必要ですか？  
⇒ 増築等の場合や外観の変更（屋根や外壁の変更部分の面積が1/2を超えるもの）が伴う場合は、届出が必要です。
- 7-4. 居宅にBS/CSアンテナを設置しますが届出が必要ですか？  
⇒ 通常管理行為、軽易な変更のため、届出不要です。
- 7-5. 羽黒町・上内町地区の建築物等の外観の色彩基準（基準詳細）は「屋根の色彩は、無彩色（グレー・黒）、濃紺、濃茶、渋茶、渋緑など落ち着いた色彩を基調とすること」「外壁および柱の色彩は、無彩色（白・グレー・黒）、茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること」とありますが、具体的にマンセル表色系の指定はないのですか？  
⇒ 景観重点地区については、地区の住民の皆様が景観基準づくりを進め、横手市がその基準等について了承した経緯があります。羽黒町・上内町地区の景観基準では、具体的にマンセル表色系での色相等の指定をしていません。  
届出があった建築物等で屋根や外壁の色が景観基準に適合しない恐れがある場合、周囲の景観と適合しているかについて景観まちづくり委員会と横手市が協議いたします。
- 7-6. 羽黒町・上内町地区では、高さが10mを超える樹木の伐採について届出対象行為としていますが、立ち枯れした樹木も届出が必要ですか？  
⇒ 立ち枯れした樹木については、届出の必要はありません。  
また、例えば自然災害に罹災し安全上緊急的に伐採する必要のある樹木についても届出の必要はありません。
- 7-7. 電線の管理上、隣接する樹木の枝払いをする場合は、届出が必要ですか？  
⇒ 通常管理行為、軽易な変更のため、届出不要です。
- 7-8. 居宅敷地内にある松が松くい虫の被害を受けました。伐倒駆除をしますが、届出は必要ですか？また、今は枯死とは見えない松についても駆除のため伐採しますが届出が必要ですか？  
⇒ マツ材線虫病などの被害を受け、枯死等した樹木について、届出は必要ありません。また、樹木病害が発生している樹木については、伐採防除をするため

の届出は必要ありません。

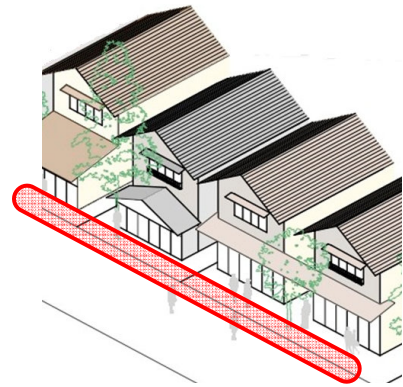
## 8 届出対象行為（ 景観重点地区（増田地区） ）

- 8-1. 景観重点地区における景観の基準は、一般地域の景観規準を遵守しつつ、当地区の基準も満たす必要があるのですか？
- ⇒ 一般地域の届出の要件を超える建築物等については、一般地域の基準と景観重点地区の基準の両方を満たす必要があります。
- ただし、横手都市計画で決定された「横手市増田伝統的建造物群保存地区」内については、横手市景観条例及び景観計画は適用されず、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で規定する保存整備計画等に従うこととなります。
- ※ 以降、すべての設問で、横手市増田伝統的建造物群保存地区内では横手市景観条例及び景観計画が適用されませんのでご注意ください。**
- 8-2. 居宅の補修でも届出は必要ですか？
- ⇒ 補修（屋根にあいた穴をふさぐ、外壁のひび割れを埋めるなど、壊れたり、傷んだりした部分をつくろうこと）については、通常の管理行為、軽易な変更のため、届出不要です。
- 8-3. 居宅が老朽化し、玄関部分のみ修繕しますが、届出が必要になりますか？
- ⇒ 建物の外観を修繕する場合、変更する（鉛直投影）面積が各壁面の 1/2 を超える場合は、届出が必要になります。
- 8-4. 老朽化した小屋を解体しますが、届出は必要ですか？
- ⇒ 建物の大きさにかかわらず、届出が必要です。
- 8-5. 高さが 10m を超える樹木の伐採について届出対象行為としていますが、立ち枯れした樹木も届出が必要ですか？
- ⇒ 立ち枯れした樹木については、届出の必要はありません。
- また、例えば自然災害に罹災し、安全上緊急的に伐採する必要のある樹木についても届出の必要はありません。
- 8-6. 居宅敷地内にある松が松くい虫の被害を受けました。伐倒駆除をしますが、届出は必要ですか？また、今は枯死とは見えない松についても駆除のため伐採しますが届出が必要ですか？
- ⇒ マツ材線虫病などの被害を受け、枯死等した樹木について、届出は必要ありません。また、樹木病害が発生している樹木については、伐採防除をするための届出は必要ありません。
- 8-7. 景観づくりの基準における建物などの形態・意匠について、表通りでは地区の歴史的街なみに配慮することとなっていますが、具体的にどうすればよいのですか？
- ⇒ 基準詳細では、軒や庇、屋根の仕様について定めておりますが、このほか、地区の住民等が締結したまちづくり協定では、景観ガイドラインを策定し、望ましい建築等を行う際の指針を設けています。
- 届出対象行為等を行おうとする方は、景観ガイドラインもご確認いただきたいと思います。

8-8. 主屋の配置については、歴史的街なみの連続性に配慮するとありますが、具体的にはどのようにすればよいのですか？

⇒ 表通り（P28 参照）においては、道路境界からの建物の位置が概ね一定し、建物配置の連続性が保たれ、美しい街なみが形成されています。

この街なみを継続していくため、周辺の建物位置と調和した配置に留意していただくこととなります。



建物の位置を合わせていく

8-9. 建物を増改築しようとする場合、表通り以外では景観づくりの基準における色彩基準を遵守して、届出することで良いですか？

⇒ 建築物等の増改築を行う場合、表通り以外の場所では、景観づくりの基準が「色彩」の基準のみのため、この基準を遵守していただくこととなります。

しかしながら、地区の住民等が締結したまちづくり協定では、景観ガイドラインを策定し、望ましい建築等を行う際の指針を設けていますので、届出対象行為等を行おうとする方は、景観ガイドラインもご確認いただきたいと思います。

**様式集**

※様式データは、横手市ホームページ（ページ番号 000013780）に掲載

様式第 1 号（第 6 条関係）

横手市景観計画区域内における行為届出書

年 月 日

横手市長 様

届出者 住 所  
(行為者) 氏 名 ㊟  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、  
電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

行為の場所	横手市	
行為の場所 の区分	区域	<input type="checkbox"/> 景観重点地区（ 地区） <input type="checkbox"/> その他の区域
	ゾーン・ 景観形成 軸	<input type="checkbox"/> 自然景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観形成軸 <input type="checkbox"/> 水辺景観形成軸 <input type="checkbox"/> 都市景観形成軸 <input type="checkbox"/> 丘陵地の景観形成軸
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 樹木の伐採
設計者	住所 氏名 (電話番号 )	
施工者	住所 氏名 (電話番号 )	
照会先	届出者 設計者 施工者 その他 ( 電話番号 )	
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	
設計又は施行方法	別紙 1 のとおり	

※ 横手市指令第 号  
年 月 日  
様 横手市長 ㊟

上記の届出について、横手市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるので、横手市景観条例第 15 条の規定により、次のとおり通知します。

※受付 年 月 日 第 号 ※行為の着手可能日 年 月 日

備考 1. 届出書、別紙 1 及び添付図書等は正副各 1 部提出してください。

2. ※欄には記入しないでください。

別紙 1

設計 又は 施行 方法	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 ※特定届出対象行為				
	用途				
	構造・階数	造 (一部 造) 地上 階 地下 階			
	屋上設備の種類 及び高さ				
	建築面積	届出部分	m <sup>2</sup>	既存部分	m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup>
	高さ	届出部分	m	既存部分	m 合計 m
	外観変更面積	変更部分	m <sup>2</sup>	変更に係る面の面積	m <sup>2</sup> 外観変更の割合 %
	仕上材	屋根		外壁	
	色彩 (マンセル値)	屋根		外壁	
		アクセント色			
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等 ※特定届出対象行為				
	種類			構造	
	高さ	届出部分	m	既存部分	m 合計 m
	長さ	届出部分	m	既存部分	m 合計 m
	外観変更面積	届出部分	m <sup>2</sup>	総面積	m <sup>2</sup> 外観変更の割合 %
	仕上材				
	色彩 (マンセル値)	アクセント色			
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更				
	目的				
	行為の規模	対象面積	m <sup>2</sup>	法面及び擁壁の高さ	m
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積				
	目的				
	堆積物の種類				
	面積 (水平投影面積)	届出部分	m <sup>2</sup>	既存部分	m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup>
	堆積物の高さ	届出部分	m	既存部分	m 合計 m
	堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	遮へい措置				
	<input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採				
土石又は鉱物の種類					
行為の規模	対象面積	m <sup>2</sup>	法面及び擁壁の高さ	m	
跡地の処理方法					
<input type="checkbox"/> 樹木の伐採 ※景観重点地区で高さが10mを超える樹木の伐採					
樹木の概要	樹種				
	樹高	m	本数	本	
跡地の処理方法					

備考1 該当する□をチェックしてください。

2 外観変更面積は、屋根面の水平投影面積又は壁面の鉛直投影面積を記入してください。

3 マンセル値は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値です。

4 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行うとともに、その際に写真を撮影することがあります。

様式第2号（第6条関係）

<p>横手市景観計画区域内における行為変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横手市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 (行為者) 氏 名 ④ 電話番号</p> <p style="text-align: right;">〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕</p>		
<p>景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。</p>		
<p>当初の行為の届出日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
<p>当初の行為の場所</p>	<p>横手市</p>	
<p style="text-align: center;">変 更 内 容</p>	<p style="text-align: center;">変 更 前</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>
<p style="text-align: center;">変 更 理 由</p>		
<p>設計又は施行方法</p>	<p>別紙1のとおり</p>	
<p>※</p> <p style="text-align: right;">横手市指令第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">横手市長 ④</p>		
<p>上記の届出について、横手市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるので、横手市景観条例第15条の規定により、次のとおり通知します。</p>		
<p>※受付</p>	<p>年 月 日</p>	<p>第 号</p>
<p>※行為の着手可能日</p>	<p>年 月 日</p>	

備考1 正副各1部を提出してください。

2 様式第1号の別紙1及び変更の内容を明らかにする図書を添付してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。



様式第3号（第7条関係）

横手市景観計画区域内における行為通知書

年 月 日

横手市長 様

通知者 氏 名 ⑩  
 (行為者) (担当部署)  
 (担当者)  
 (電話番号)

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。

行為の場所	横手市	
行為の場所 の区分	区域	<input type="checkbox"/> 景観重点地区（ 地区） <input type="checkbox"/> その他の区域
	ゾーン・ 景観形成 軸	<input type="checkbox"/> 自然景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観形成軸 <input type="checkbox"/> 水辺景観形成軸 <input type="checkbox"/> 都市景観形成軸 <input type="checkbox"/> 丘陵地の景観形成軸
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 樹木の伐採
設計者	住所 氏名 (電話番号 )	
施工者	住所 氏名 (電話番号 )	
照会先	届出者 設計者 施工者 その他 ( 電話番号 )	
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	
設計又は施行方法	別紙1のとおり	

備考：様式第1号の別紙1と通知行為に係る図書を添付して提出してください。

様式第4号（第7条関係）

<p>横手市景観計画区域内における行為変更通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横手市長 様</p> <p style="text-align: right;">通知者 氏 名 ⑩ (行為者) [担当部署] [担当者] [電話番号]</p> <p>景観法第16条第5項の規定により通知した行為の変更について、次のとおり通知します。</p>		
当初の行為の通知日	年 月 日	
当初の行為の場所	横手市	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
設計又は施行方法	別紙1のとおり	

備考： 様式第1号の別紙1及び変更の内容を明らかにする図書を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

横手市景観計画区域内における行為完了(中止)通知書	
年 月 日	
横手市長 様	
通知者 氏 名 <span style="float: right;">⑩</span> (行為者) [担当部署] [担当者] [電話番号]	
景観法第16条第5項の規定により通知した行為を完了（中止）したので通知します。	
行為の場所	横手市
行為の 種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 樹木の伐採
行為の通知日	年 月 日
行為の着手日	年 月 日
行為の完了日	年 月 日
行為の中止日	年 月 日
行為を中止したときはその理由	
※事務処理欄	

備考1 この通知書の「完了(中止)」のうち不要な文字は二重線で抹消してください。

2 行為の完了の通知の場合は、当該行為が完了した後の状況を示すカラー写真を添付してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号（第9条関係）

横手市景観計画区域内における行為完了(中止)届  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 横手市長 様  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者 住所 (行為者) 氏名 ④ 電話番号 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印</div> 横手市景観条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。	
行為の場所	横手市
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更） <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 樹木の伐採
行為の届出日	年 月 日
適合通知日	年 月 日
行為の着手日	年 月 日
行為の完了日	年 月 日
行為の中止日	年 月 日
行為を中止したときはその理由	
※事務処理欄	

- 備考1 この届出書の「完了(中止)」のうち不要な文字は二重線で抹消してください。
- 2 行為の完了の届出の場合は、当該行為が完了した後の状況を示すカラー写真を添付してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。



チェックシート(一般地域：建築物・工作物)

届出者の氏名						
行為の場所						
行為	景観基準	ゾーン別			配慮又は工夫した内容	適否
		自然景観	田園景観	市街地景観		
位置	優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		適否
	山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	主要な眺望点からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。【田園景観形成軸・都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。【都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	雄平フルーツライン沿道においては原則として建築物の外壁は道路からの距離に配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
長大な壁面を避け、背景となる田園景観や軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【田園景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
建築物の高さは、樹木の連続性にできる限り影響を与えないように配慮すること。【水辺景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
長大な壁面を避け、軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
長大な壁面を避け、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観と雄平フルーツライン沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

行為	景観基準	ゾーン別			配慮又は工夫した内容	適否	
		自然景観	田園景観	市街地景観			
建築物の建築等・工作物の建設等	色彩	建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
		外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。 ①R(赤)、Y R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		外観は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園景観との調和に配慮すること。【田園景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		外観は、落ち着いた色彩を基調とし、水辺景観との調和に配慮すること。【水辺景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		外観の色彩を落ち着いた色調とし、街並みなど周辺との調和に配慮すること。【都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		外観は、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観との調和に配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたらせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	素材	建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		適・否
		工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	緑化	敷地内の植樹・植栽に努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		適・否
敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

備考1 届出対象行為を行うゾーンの景観基準を確認し、適用されるものにレ点を記入すること。

2 景観形成軸内で届出対象行為を行う場合、太枠で囲まれた景観基準のうち適用されるものにレ点を記入すること。

3 「適否」欄については、市記入欄のため記入しないこと。

チェックシート

(開発行為、物件の堆積、土石等の採取又は鉱物の掘採、土地の区画形質の変更)

届出者の氏名	
行為の場所	

行為	景観基準	適用	配慮又は工夫した内容	適否	
開発行為	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の変更が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
		緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。	<input type="checkbox"/>		
法面及び擁壁の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。	<input type="checkbox"/>		適否	
物件の堆積	堆積の位置及び方法	主要な眺望点や道路から見えなような位置とすること。	<input type="checkbox"/>		適否
	遮へい	物件の堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
		植栽等で遮へいし、出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		
遮へい	遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	<input type="checkbox"/>			
土石等の採取又は鉱物の掘採	遮へい	行為中において、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周囲の道路からの遮へいに配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
	跡地の形状	出入口は少なく、そして目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
		地形の変更をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫すること。	<input type="checkbox"/>		
跡地の緑化	掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	<input type="checkbox"/>		適否	
	やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化等を図ること。	<input type="checkbox"/>			
緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。	<input type="checkbox"/>				
土地の区画形質の変更	土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の変更が必要な場合は、周辺地形との調和を図り、又、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
	土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、敷地の周囲などは地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否
		緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とすること。	<input type="checkbox"/>		
法面及び擁壁の外観等	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫すること。	<input type="checkbox"/>		適否	

備考1 「適用」欄には届出対象行為に適用される景観基準を確認し、該当するものにレ点を記入すること。

2 「適否」欄については、市記入欄のため記入しないこと。



チェックシート（景観重点地区《羽黒町・上内町地区》：建築物・工作物）

行為者の氏名	
行為の場所	

項目	基準	基準詳細	適用	配慮又は工夫した内容	適否
建築物等	配置	道路や隣地との境界から後退した位置とし、雪下ろしにも配慮したゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>		適否
	形態意匠	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。	<input type="checkbox"/> ・屋根はできるだけ勾配屋根とすること。 ・軒やひさしを出し、建物に陰影を与えること。		適否
		道路側に圧迫感を与えないように配慮すること。	<input type="checkbox"/>		
	色彩	けばけばしい色彩は使用しないこと。落ち着いた色彩を基調とし、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> ・屋根の色彩は、無彩色（グレー・黒）、濃紺、濃茶、渋茶、渋緑など落ち着いた色彩を基調とすること。 ・外壁および柱の色彩は、無彩色（白・グレー・黒）、茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。		適否
素材	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	<input type="checkbox"/>		適否	
塀・生垣	建築物と道路との間には、塀や生垣を設けたり庭木を植えたりして、建築物がむきだしで道路に面することがないように配慮すること。	<input type="checkbox"/>		適否	
	塀・生垣の高さや種類は、建築物との調和や周囲の塀との連続性を考えて選定し、地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮した素材・材料を使用すること。	<input type="checkbox"/> ・生垣および塀の高さは、おおそ目の高さ程度とし、周辺に合わせること。 ・塀の色彩は、黒または茶系色など落ち着いた色彩を基調とすること。 ・やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、板塀に似せるなどの配慮をすること。			
樹木・植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努めること。	<input type="checkbox"/>		適否	
	特に駐車場を設置する場合は、道路等から直接見えないように周囲の植樹・植栽に努めること。既存の樹木や塀、生垣等がある場合はできるだけ活かして修景に努めること。	<input type="checkbox"/>			
電柱・街灯、防犯灯・交通標識	地区の落ち着いた雰囲気や街並み、周辺の景観との調和に配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/>		適否	
その他		<input type="checkbox"/>		適否	

備考1「適用」欄には届出対象行為に適用される景観基準を確認し、該当するものにレ点を記入すること。2「適否」欄は、市記入欄のため記入しないこと。  
 3 一般地域で届出対象とされている建築物・工作物の建築等については、このシートのほか「一般地域（建築物・工作物）のチェックシート」も提出すること。  
 4 「開発行為、物件の堆積、土石等の採取又は鉱物の掘採、土地の区画形質の変更」については、別のチェックシート（一般地域と共通）を使用すること。

チェックシート（景観重点地区：増田地区）

チェックシート（景観重点地区《増田地区》：建築物・工作物）

行為者の氏名		行為の場所				
項目	基準	基準詳細	適用	配慮又は工夫した内容	適否	
建築物等	主屋の配置	表通りでは、歴史的街なみの連続性に配慮する。	・表通りからなるべく後退しない。 ・表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。	<input type="checkbox"/>		適否
	形態意匠	表通りでは、地区の歴史的街なみに配慮した形態・意匠とする。	・表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。	<input type="checkbox"/>		適否
	高さ	表通りでは、歴史的街なみに配慮した高さとする。	・表通りでは、原則、1～2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。	<input type="checkbox"/>		適否
	色彩	歴史的街なみに配慮した色彩とする。	・無彩色（白・グレー・黒）、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。	<input type="checkbox"/>		適否
樹木植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。		<input type="checkbox"/>		適否	
空き地 空き家	空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。		<input type="checkbox"/>		適否	

備考1「適用」欄には届出対象行為に適用される景観基準を確認し、該当するものにレ点を記入すること。2「適否」欄は、市記入欄のため記入しないこと。  
3 一般地域で届出対象とされている建築物・工作物の建築等については、このシートのほか「一般地域（建築物・工作物）の子チェックシート」も提出すること。  
4 「開発行為、物件の堆積、土石等の採取又は鉱物の掘採、土地の区画形質の変更」については、別のチェックシート（一般地域と共通）を使用すること。

【参考様式】 アクセント色等使用面積計算表

参考様式 アクセント色等使用面積計算表

届出者： 行為の場所： 単位：m、㎡

区別	鉛直(屋根面は水平)投影面積 A		鉛直(水平)投影面積から除外する面積 B (広告物等)		アクセント(強調)色を使用する面積 C (*Bを除く)		アソート(従属)色を使用する面積 D (*Bを除く)		アクセント色判定(10%以内) C÷(A-B)	アソート色等判定(30%以内) (C+D)÷(A-B)
	縦×横	= 計	縦×横	= 計	縦×横	× 箇所 = 計	縦×横	× 箇所 = 計		
東面求積	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西面求積	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南面求積	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北面求積	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋根面求積	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	縦×横	×	×	×	×	×	×	×		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 記入例

横手市景観計画区域内における行為届出書

平成25年 4月 1日

横手市長 様

届出者 住 所 横手市条里一丁目1番1号  
 (行為者) 氏 名 横手興業株式会社  
 代表取締役 横手 一郎 ㊟  
 電話番号 0182-35-1111

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、  
 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

行為の場所	横手市 横手市駅前町1番21号	
行為の場所 の区分	区域	<input type="checkbox"/> 景観重点地区 ( 地区) <input checked="" type="checkbox"/> その他の区域
	ゾーン・ 景観形成 軸	<input type="checkbox"/> 自然景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園景観形成軸 <input type="checkbox"/> 水辺景観形成軸 <input checked="" type="checkbox"/> 都市景観形成軸 <input type="checkbox"/> 丘陵地の景観形成軸
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 樹木の伐採
設計者	住所 横手市中央町8番2号 氏名 有限会社横手設計 (電話番号 0182-32-2111)	
施工者	住所 横手市四日町3番23号 氏名 株式会社横手工事 (電話番号 0182-32-2408)	
照会先	届出者 設計者 施工者 その他 ( 電話番号 )	
行為の期間	着手予定日 平成25年 6月 1日 完了予定日 平成26年 8月 31日	
設計又は施行方法	別紙1のとおり	

※ 横手市指令第 号  
 年 月 日  
 横手市長 印

上記の届出について、横手市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるので、横手市景観条例第15条の規定により、次のとおり通知します。

※受付 年 月 日 第 号 ※行為の着手可能日 年 月 日

備考 1. 届出書、別紙1及び添付図書等は正副各1部提出してください。

2. ※欄には記入しないでください。

別紙 1

設計又は施行方法	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 ※特定届出対象行為				
	用途	集会場			
	構造・階数	鉄筋コンクリート 造 (一部 造) 地上 4 階 地下 1 階			
	屋上設備の種類及び高さ	エアコン室外機 1.8m			
	建築面積	届出部分 1,593 m <sup>2</sup>	既存部分 0 m <sup>2</sup>	合計 1,593 m <sup>2</sup>	
	高さ	届出部分 20 m	既存部分 0 m	合計 20 m	
	外観変更面積	変更部分 m <sup>2</sup>	変更に係る面の面積 m <sup>2</sup>	外観変更の割合 %	
	仕上材	屋根 コンクリート金ゴテ押えの上アスファルト露出防水(シルバーコート)		外壁 押出形成セメント板	
	色彩 (マンセル値)	屋根 灰色(N4.0)		外壁 灰色(N4.0)、ベージュ(7.7YR7.6/2)	
		アクセント色 茶色(4YR2.8/3)			
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等 ※特定届出対象行為				
	種類		構造		
	高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m	
	長さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m	
	外観変更面積	届出部分 m <sup>2</sup>	総面積 m <sup>2</sup>	外観変更の割合 %	
	仕上材				
	色彩 (マンセル値)	アクセント色			
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更				
	目的				
	行為の規模	対象面積 m <sup>2</sup>	法面及び擁壁の高さ m		
<input type="checkbox"/> 物件の堆積					
目的					
堆積物の種類					
面積(水平投影面積)	届出部分 m <sup>2</sup>	既存部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>		
堆積物の高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m		
堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
遮へい措置					
<input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採					
土石又は鉱物の種類					
行為の規模	対象面積 m <sup>2</sup>	法面及び擁壁の高さ m			
跡地の処理方法					
<input type="checkbox"/> 樹木の伐採 ※景観重点地区で高さが10mを超える樹木の伐採					
樹木の概要	樹種				
	樹高 m	本数	本		
跡地の処理方法					

備考1 該当する□をチェックしてください。

2 外観変更面積は、屋根面の水平投影面積又は壁面の鉛直投影面積を記入してください。

3 マンセル値は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値です。

4 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行うとともに、その際に写真を撮影することがあります。

チェックシート(一般地域：建築物・工作物)

届出者の氏名	横手興業株式会社 代表取締役 横手 一郎
行為の場所	横手市駅前町1番21号

行為	景観基準	ゾーン別			配慮又は工夫した内容	適否
		自然景観	田園景観	市街地景観		
位置	優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さをできるだけ抑さえた規模とし、周辺の建築物との調和を図っている。</li> <li>・屋上には立ち上がりを設け極力落雪のないようにしている。</li> <li>・外壁の位置を隣接する建築物を合わせて後退している。</li> </ul>	適否
	山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	主要な眺望点からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪および雪寄せに対処した配置とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模に配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	原則として建築物の外壁は、軸の中心となる道路から後退させること。【田園景観形成軸・都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。【都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	雄平フルーツライン沿道においては原則として建築物の外壁は道路からの距離に配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	建築物の建築等・工作物の建設等	敷地境界部に門や塀等を設ける場合には、過度に閉鎖的な印象を与えないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建築物の壁面などが前面道路に直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
壁面設備の給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするよう努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
屋上設備は、通りからできるだけ見えにくい位置に設置し、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
屋外階段は、形態、材料、色彩に配慮し建築物との調和を図ること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ベランダやバルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるよう努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
工作物は、周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるよう努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、できる限り低層に抑えること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
駐車場、駐輪場、ごみ置場などの付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
形態・意匠		長大な壁面を避け、背景となる田園景観や軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【田園景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	建築物の高さは、樹木の連続性にできる限り影響を与えないように配慮すること。【水辺景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	長大な壁面を避け、軸の中心となる道路沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【都市景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
長大な壁面を避け、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観と雄平フルーツライン沿道の建築物等による空を背景とした輪郭線(スカイライン)に与える影響を軽減するよう配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

行為	景観基準	ゾーン別			配慮又は工夫した内容	適否
		自然景観	田園景観	市街地景観		
建築物の建築等・工作物の建設等	建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>・外壁や屋根は落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和に配慮している。</p> <p>・アクセント色はライン的に使用し、使用部分を極力少なくしている。</p> <p>・使用するアクセント色の色彩の彩度を中彩度としている。</p>	適否
	<p>外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>①R(赤)、Y R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下</p> <p>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>※ただし、工作物のうち航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<p>外観は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園景観との調和に配慮すること。【田園景観形成軸】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>外観は、落ち着いた色彩を基調とし、水辺景観との調和に配慮すること。【水辺景観形成軸】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>外観の色彩を落ち着いた色調とし、街並みなど周辺との調和に配慮すること。【都市景観形成軸】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<p>外観は、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる田園や丘陵地の果樹園や山林が創出する自然景観との調和に配慮すること。【丘陵地の景観形成軸】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<p>建築物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<p>工作物は、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	緑化	敷地内の植樹・植栽に努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
敷地内の樹木の配置及び樹種の構成は、山並みや街並み、田園等、周辺景観との調和に配慮した植栽とすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
既存の樹木等、特に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、残すよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
公共公益施設や商業施設等では、緑に囲まれた景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
大規模な工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

備考1 届出対象行為を行うゾーンの景観基準を確認し、適用されるものにレ点を記入すること。

2 景観形成軸内で届出対象行為を行う場合、太枠で囲まれた景観基準のうち適用されるものにレ点を記入すること。

3 「適否」欄については、市記入欄のため記入しないこと。

参考様式 アクセント色等使用面積計算表

届出者：横手興業株式会社 行為の場所：横手市駅前町1番21号

単位：m、㎡

区別	鉛直(屋根面は水平)投影面積 A		鉛直(水平)投影面積から除外する面積 B		アクセント色(強調)色を使用する面積 C(※Bを除く)		アクセント色(従属)色を使用する面積 D(※Bを除く)		アクセント色判定(10%以内) C÷(A-B)	アクセント色判定(30%以内) (C+D)÷(A-B)	
	縦	横	縦	横	縦	横	縦	横	可	-	
東面	4.40	2.85	0.90	3.15	0.8YR 3.3/7.9	3.10	0.15	8			
	5.60	3.00			(赤銅色)						
	14.00	62.45									
	4.00	48.50									
	2.05	42.05									
小計	1,183.84		2.84		3.77		0.00				
西面	4.40	2.85	0.90	3.15	0.8YR 3.3/7.9	3.10	0.15	8			
	5.60	3.00			(赤銅色)						
	14.00	62.45									
	4.00	48.50									
	2.05	42.05									
小計	1,183.84		2.84		3.77		0.00				
南面	14.00	31.35	0.90	3.15	0.8YR 3.3/7.9	3.10	0.15	12			
	6.05	22.00			(赤銅色)	0.04	1				
小計	572.00		2.84		5.79		0.00				
北面	14.00	31.35			0.8YR 3.3/7.9	3.10	0.15	12			
	6.05	22.00			(赤銅色)	0.04	1				
小計	572.00		2.84		5.79		0.00				
屋根面											
小計											



## 【主な改訂箇所】

### ○第2版（平成25年2月5日改訂）

- ・P55-P62「チェックシート」及び記入例

### ○第3版（平成25年7月16日改訂）

- ・P9 第8号に「横手市増田伝統的建造物群保存地区（H25年7月1日都市計画決定）」を追加
- ・P10 6） ※「避雷針・アンテナ等」の取扱いを補足
- ・P13（5）、P14（6）※「一般地域の場合」と追加
- ・P26 ※面積の計算方法、アソート色について補足
- ・P31 ※関係法令を一部追加・修正
- ・P32 ※罰則について修正
- ・「Q&A」修正・追加
  - 1-6（形成軸の範囲の説明を補足）
  - 2-3（行為の着手制限の例外となる工事の説明を補足）
  - 2-5、2-6、2-7（「届出をしてから」を「届出の受理日から」に修正）
  - 2-10（原状回復命令に違反した場合の説明を補足）
  - 2-13（Q&Aを追加）
  - 3-1（回答を補足）
  - 3-2（届出書の記入の仕方等を補足）
  - 3-3（景観を著しく阻害している場合等の協力要請について補足）
  - 3-5、3-7（「一般地域で」を追加）
  - 3-10（Q&Aを追加）
  - 4-1（高さの説明に「避雷針・アンテナ等」の取扱いを補足）
  - 4-4（「以上」を「超」に修正。高さを補足）
  - 4-4、4-5、4-6、4-10（「一般地域で」を追加）
  - 4-11（Q&A追加）
  - 5-1（「以上」を「超」に修正）
  - 5-5 高さを補足
  - 5-1、5-5、5-6、5-8、5-9、5-11、5-13、5-14  
（「一般地域で（にある）」を追加）
  - 5-16（外観の面積の説明、アソート色の説明を補足）
  - 6-1 回答を修正
- ・「様式集」追加・修正
  - 「横手市景観計画区域内における行為変更通知書」を追加
  - 「横手市景観計画区域内における行為完了（中止）通知書」を追加
  - 「チェックシート（一般地域・建築物・工作物）」修正
    - ※形成軸の表示を追加

○第4版（平成26年3月7日改訂）

- ・P2 都市景観形成軸の対象の記載を補足
- ・「Q&A」修正・追加
  - 1-6 （形成軸の範囲の説明を補足）
  - 2-14 （Q&A を追加）
  - 3-11 （Q&A を追加）
  - 3-12 （Q&A を追加）
  - 4-12 （Q&A を追加）
  - 5-17 （計算方法について補足）
  - 6-7 （Q&A を追加）
  - 6-8 （Q&A を追加）
- ・「様式集」追加・修正
  - 様式番号を変更
  - 「アクセント色等使用面積計算表」を追加

○第5版（平成27年4月1日改訂）

- ・P7 「3 届出対象行為」に「3)景観重点地区内における届出対象行為の区分【増田地区】」を追加
- ・P30 「5 景観重点地区における届出対象行為・基準等」に「(2) 増田地区」を追加
- ・P57 「Q & A」に「8 届出対象行為（景観重点地区（増田地区）」を追加
- ・P72 「様式集」にチェックシート（景観重点地区：増田地区）を追加

○第6版（平成28年4月22日改訂）

- ・P12 第7号に「安本自然環境保全地域」を追加

横手市景観計画に基づく行為届出の手引き  
第6版（平成28年4月改訂）

秋田県横手市建設部都市計画課  
〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号  
TEL：0182-32-2408 FAX：0182-32-4024

この手引きは、景観条例、景観計画の変更等により今後も改訂します。  
最新の手引きは、横手市ホームページ（ページ番号000013780）でダウンロードできます  
（横手市建設部都市計画課でも配布しています）。